

第434回 東京地方最低賃金審議会 資料（その1） 目次

東京都最低賃金の改正決定に係る意見書提出者一覧 …… 1

東京都最低賃金の改正決定に係る意見書（写） …… 5

東京都最低賃金の改正決定に係る意見書提出者一覧

五十音順

- 1 コミュニティユニオン東京女性会議
- 2 自治労連特別区職員労働組合連合会
- 3 渋谷区労働組合総連合
- 4 新宿区労働組合総連合
- 5 新宿区労働組合総連合 女性センター
- 6 墨田区労働組合総連合
- 7 生協労連 コープネットグループ労働組合
- 8 全印総連東京地連 女性部
- 9 全国一般労働組合全国協議会
 全国一般労働組合全国協議会 全労協全国一般東京労働組合
 全国一般労働組合全国協議会 全国一般労働組合東京南部
 全国一般労働組合全国協議会 全国一般東京東部労働組合
 全国一般労働組合全国協議会 全国一般三多摩労働組合
- 10 全労連・全国一般労働組合 東京地方本部
- 11 全労連 地域労組こうとう
- 12 東京自治体労働組合総連合
- 13 東京自治体労働組合総連合 医療部会
- 14 東京自治体労働組合総連合 児童館・学童保育協議会
- 15 東京自治体労働組合総連合 社会福祉部会
- 16 東京自治体労働組合総連合 税務部会
- 17 東京自治体労働組合総連合 保育部会
- 18 東京自治体労働組合総連合 現業評議会
- 19 東京自治労連 女性部
- 20 東京春闘共闘会議
- 21 東京私立学校教職員組合連合 女性部
- 22 東京地方医療労働組合連合会
- 23 東京地方医療労働組合連合会 女性部
- 24 東京地方労働組合評議会
- 25 東京地方労働組合評議会 女性センター
- 26 東京地方労働組合評議会 青年部協議会
- 27 東京地方労働組合評議会 パート・非正規労働者連絡会
- 28 東京都教職員組合 女性部
- 29 東京土建一般労働組合
- 30 東京土建一般労働組合 足立支部
- 31 東京土建一般労働組合 荒川支部荒川分会
- 32 東京土建一般労働組合 荒川支部事業所分会
- 33 東京土建一般労働組合 荒川支部西尾久分会
- 34 東京土建一般労働組合 荒川支部日暮里1分会
- 35 東京土建一般労働組合 荒川支部日暮里2分会
- 36 東京土建一般労働組合 荒川支部東尾久1分会
- 37 東京土建一般労働組合 荒川支部東尾久2分会

| | | |
|----|------------|-----------------|
| 38 | 東京土建一般労働組合 | 荒川支部町屋北分会 |
| 39 | 東京土建一般労働組合 | 荒川支部町屋南分会 |
| 40 | 東京土建一般労働組合 | 荒川支部南千住分会 |
| 41 | 東京土建一般労働組合 | 板橋支部 |
| 42 | 東京土建一般労働組合 | 葛飾支部 |
| 43 | 東京土建一般労働組合 | 清瀬久留米支部 |
| 44 | 東京土建一般労働組合 | 小金井国分寺支部 |
| 45 | 東京土建一般労働組合 | 小金井国分寺支部小金井西部分会 |
| 46 | 東京土建一般労働組合 | 小金井国分寺支部小金井第一分会 |
| 47 | 東京土建一般労働組合 | 小金井国分寺支部国分寺第一分会 |
| 48 | 東京土建一般労働組合 | 小金井国分寺支部国分寺第二分会 |
| 49 | 東京土建一般労働組合 | 小金井国分寺支部国分寺第三分会 |
| 50 | 東京土建一般労働組合 | 小金井国分寺支部国分寺第四分会 |
| 51 | 東京土建一般労働組合 | 小金井国分寺支部国分寺西分会 |
| 52 | 東京土建一般労働組合 | 小金井国分寺支部東小金井分会 |
| 53 | 東京土建一般労働組合 | 小金井国分寺支部前原町分会 |
| 54 | 東京土建一般労働組合 | 狛江支部 |
| 55 | 東京土建一般労働組合 | 品川支部 |
| 56 | 東京土建一般労働組合 | 新宿支部 |
| 57 | 東京土建一般労働組合 | 新宿支部大久保分会 |
| 58 | 東京土建一般労働組合 | 新宿支部神楽坂分会 |
| 59 | 東京土建一般労働組合 | 新宿支部新都心分会 |
| 60 | 東京土建一般労働組合 | 新宿支部高田馬場分会 |
| 61 | 東京土建一般労働組合 | 新宿支部余丁町分会 |
| 62 | 東京土建一般労働組合 | 新宿支部四谷分会 |
| 63 | 東京土建一般労働組合 | 墨田支部 |
| 64 | 東京土建一般労働組合 | 多摩西部支部 |
| 65 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部 |
| 66 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部あきる野第一分会 |
| 67 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部あきる野第三分会 |
| 68 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部あきる野第四分会 |
| 69 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部あきる野第五分会 |
| 70 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部青梅第一分会 |
| 71 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部青梅第二分会 |
| 72 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部青梅第三分会 |
| 73 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部青梅第五分会 |
| 74 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部青梅第六分会 |
| 75 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部羽村第一分会 |
| 76 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部羽村第二分会 |
| 77 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部檜原分会 |
| 78 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部福生第二分会 |
| 79 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部福生第四分会 |
| 80 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部瑞穂第一分会 |
| 81 | 東京土建一般労働組合 | 西多摩支部瑞穂第二分会 |

| | | |
|-----|-------------|------------|
| 82 | 東京土建一般労働組合 | 西東京支部 |
| 83 | 東京土建一般労働組合 | 西東京支部第1分会 |
| 84 | 東京土建一般労働組合 | 西東京支部第2分会 |
| 85 | 東京土建一般労働組合 | 西東京支部第3分会 |
| 86 | 東京土建一般労働組合 | 西東京支部第4分会 |
| 87 | 東京土建一般労働組合 | 西東京支部第5分会 |
| 88 | 東京土建一般労働組合 | 西東京支部第6分会 |
| 89 | 東京土建一般労働組合 | 西東京支部第7分会 |
| 90 | 東京土建一般労働組合 | 西東京支部第8分会 |
| 91 | 東京土建一般労働組合 | 八王子支部 |
| 92 | 東京土建一般労働組合 | 八王子支部事業所分会 |
| 93 | 東京土建一般労働組合 | 八王子支部第1分会 |
| 94 | 東京土建一般労働組合 | 八王子支部第2分会 |
| 95 | 東京土建一般労働組合 | 八王子支部第3分会 |
| 96 | 東京土建一般労働組合 | 八王子支部第4分会 |
| 97 | 東京土建一般労働組合 | 八王子支部第5分会 |
| 98 | 東京土建一般労働組合 | 八王子支部第6分会 |
| 99 | 東京土建一般労働組合 | 八王子支部第7分会 |
| 100 | 東京土建一般労働組合 | 八王子支部第8分会 |
| 101 | 東京土建一般労働組合 | 八王子支部第9分会 |
| 102 | 東京土建一般労働組合 | 八王子支部第10分会 |
| 103 | 東京土建一般労働組合 | 港支部 |
| 104 | 東京土建一般労働組合 | 港支部みなと分会 |
| 105 | 八王子労連女性センター | |
| 106 | 民放労連関東地方連合会 | |
| 107 | 目黒区労働組合総連合 | |
| 108 | 目黒地区労働組合協議会 | |

2023年7月14日

東京地方最低賃金審議会 御中

コミュニティユニオン東京女性会議
議長 伊東弘子

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10

TEL 03-3946-9277 FAX 03-5395-3242

東京の最低賃金確定にむけての意見

最低賃金の大幅引き上げで 持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を

実質賃金が低下しているなかでの物価高騰で、家計は悲鳴をあげています。私たちは賃下げなしの労働時間短縮を求めています、残業や副業を認めて欲しいとの声が労働者から出てくるほどです。女性労働者の約6割は非正規雇用で働き、その年収は200万円以下です。賃金の底上げとなる最低賃金の引き上げは、待ったなしの要求です。

最低賃金は、企業の支払い能力だけで決められるものではありません。中小零細企業にしっかりとした支援を行いながら、生計費原則に基づく水準へと引き上げていくことが持続可能な社会を作っていくためにも必要です。諸外国では物価高騰分を超える最低賃金の引き上げを政府主導で行っています。最低賃金の引き上げは貧困と格差の解消のみならず、地域経済の回復にもつながります。

東京の最低賃金1072円では人間らしい暮らしをすることはできません。ぜひ私たちの意見を聞いて頂き、最低賃金の大幅な引き上げをお願いします。

意見

1. 物価高騰に負けない最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
2. 誰もが希望を持って結婚・妊娠・出産・子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。
3. 男女賃金格差=差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。

意見理由

コミュニティユニオン東京に寄せられた労働相談事例でも証明される通り、多くが非正規労働者である女性はコロナ禍で雇用の調整弁にされ、継続する物価高の中で生活苦を強いられています。賃金の上昇率が物価の上昇に追いつかない状況で、安心して子どもを産み育てることはできません。「異次元の少子化対策」の財源は先送りされました。安心して暮らせる賃金を得られるよう、全国最低賃金1500円、男女賃金格差の是正、同一価値労働同一賃金、均等待遇原則が求められます。

女性の低賃金は年金にも影響し、生涯にわたって女性のいのちと暮らしを脅かすこととなります。

現在、昨年10月の改定で東京都の最低賃金時給は、1,072円となっています。この最賃では、8時間働いて、一日8,576円、月に20日間勤務して、やっと171,520円です。全国

平均では最低賃金時給 961 円と、とても生活や将来を考える余裕があるとは言えません。最も低いのは、東北、四国、九州、沖縄の 10 県の 853 円で、東京都との差は、219 円となっています。

私たち労働組合は、2019 年に、東京で生活するのに、実際どれくらいのお金が必要かと、生計費試算調査を行いました。調査で 25 歳、単身者の結果では、生計費が 24 万円から 25 万円が必要であると分かりました。時給に換算すると 1,600 円から 1,700 円になります。ですから、私たちは、最低賃金時給 1,500 円以上を目指しています。「労働基準法」第 1 条には、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とされています。これは、誰もが労働で生活が維持でき、仕事を継続できる賃金水準を意味します。

賃金は、個別企業の支払い能力ではなくて、生活に必要な基準から計算され、その上で個別経営が組み立てられてしかるべきです。

日本国憲法第 25 条には、「(1)すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する。(2)国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあります。

ところで、財務省が発表した、2021 年度の大企業内部留保は、初めて 500 兆円を超える、516 兆円とのことです。格差や、不適切な取引関係や環境は、構造的に弱いものに厳しく、特に、中小企業や零細企業には、存亡を賭けたやりくりになっています。文京区では、中小零細企業に対する支援は、この物価高やエネルギーや物流や公共料金など、たくさんの要因と人手不足に悩んでいる今の経営者に届いていません。もちろん、ブラック企業やコンプライアンスを守らない企業を、許してはなりません。

2023 年 6 月 29 日の文京区議会の総務区民委員会への最賃関係の意見書審査結果によると、採択議員 4 名、不採択議員 4 名(自民公明のみ)の同数により、委員長採決で、残念ながら最賃関連の意見書は不採択となりましたが、これからも最賃引上げ等の運動は継続させます。

<ジェンダー平等の観点からも最低賃金の引き上げが必要>

世界経済フォーラムが 2023 年 6 月に発表したジェンダーギャップ指数では、日本は世界 146 か国中 125 位と、過去最低になりました。特に政治・経済分野での遅れが顕著です。

遅れている背景には、①男女雇用機会均等法(1985 年制定)の罰則規定が不十分かつ間接差別の規定と禁止がないなど、女性差別の是正が不十分であること。②基礎年金に専業主婦を対象とする第 3 被保険者を創設したこと(1986 年)や、③配偶者控除を導入したこと(1987 年)が、専業主婦の老後を支える一方で、「男性が家計の中心を担い、女性は家族のケアをすべき」という性別役割分担につながってきたことなどがあると考えられます。そのため、男性は長時間労働、女性は非正規労働に押しとどめる方向に働き、年収の壁が発生するなど、構造的な差別を生み出しています。

誰もが安心して働き続けるためには、構造的な差別の是正や長時間労働の解消とともに、実働で 7 時間働けば普通に暮らせる賃金の実現が不可欠です。世界の基準を日本の当たり前前に、残業しなくても暮らせる賃金を保障するためにも、最低賃金の大幅引き上げが必要です。

東京最低賃金審議会 御中

2023年7月19日
東京都豊島区南大塚2-33-10
自治労連特別区職員労働組合連合会
執行委員長 安田 直美

意見書

物価高騰に伴う実質賃金が大きく落ち込む中、暮らしと労働の実態を反映した審議を尽くし、最低賃金の大幅引き上げを要請します。

[要望書趣旨]

日頃より国民・労働者の生活を守るためのご奮闘に心から感謝申し上げます。厚生労働省が7日発表した5月の毎月勤労統計調査(速報値)によると、実質賃金は前年同月比1.2%減少となり、14カ月連続のマイナスとなりました。6月から電気料金が14~42%の値上げとなり、経済産業省は標準的な家庭で昨年11月分と比べ、東京電力管内で約1万5,000円から値上がりして、約1万7,000円になると試算しています。政府は1月から電気料金の一部を負担していますが、この負担も9月には半額となり、10月以降は未定の状況です。

地公法の中で、職員の給与決定要素の最初に掲げられているのは「生計費」です。東京都区部の2023年1月の消費者物価指数は、前年同月比で4.4%上昇、前月比でも0.7%の上昇となっています。食品や電気代など生活する上で欠かせないものが、高騰し職員の生活を脅かす状況の中で、全国一の生計費負担を強いられている東京の生活実態を正確に反映させることを強く要請します。

自治体職場で働く会計年度任用職員は、自治体の様々な仕事に従事し、「住民福祉の向上」に欠くことのできない担い手にもかかわらず、低い報酬や休暇制度については、自治体ごとに異なり、結果として労働条件が劣悪な状況を生み出しています。地域住民の生活に欠かせない各種の自治体業務に、安心して長く働き続けるためにも、最低賃金を大幅に引き上げ、仕事の専門性に見合う処遇を実現していくことが必要です。

日本経済の真の再生には、大企業優遇の不公正是正を是正すること、労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、中小企業への支援策を抜本的に拡充すること、そして全国一律最低賃金制度とすることが必要です。

[要請項目]

1. 東京で早期に時給 1500 円の実現へ、大幅な最賃額の改定をして下さい。
2. 小零細事業者にとって、人材不足が深刻です。求人事業者利用料(初期登録、翔かい自費用、定着費用)への支援策を検討して下さい。
3. 中小零細企業者に対し、賃金形態の底上げができる等に「生産性向上」とは切り離れた支援策を拡充して下さい。
4. 公務公共関係職場には、会計年度任用職員や非正規や派遣労働者などが多く存在します。
審議委員の選任に当たっては、私たちの代表も加え、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにして下さい。
5. 近年において最賃の影響率が高まっている状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。いくつかの地方審議会において実施されている当事者や当該の組合・団体が行う意見陳述の機会を東京の審議会においても実行して下さい。

東京地方最低賃金審議会 御中

渋谷区労働組合総連合

議長 田辺勝彦

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-16-10

代々木エアハイツ 504

Tel & Fax 03-3356-4755

東京地方最低賃金審議会への意見書

意見

- 1.物価高騰に負けない最低賃金 1500 円への大幅引き上げを行うこと。
- 2.誰もが希望を持って結婚・妊娠・出産・子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。
- 3.男女賃金格差=差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。

意見理由

厚生労働省が7日に発表した5月の毎月勤労統計調査(速報)によると、1人あたりの実質賃金は前年同月比1.2%減少し、14カ月連続のマイナスとなりました。同月の所定内給与が前年同月比1.8%増え、1995年2月以来の増加幅だったにもかかわらずです。物価の高騰によって賃金の価値が目減りしている中で、大幅な賃金引き上げがない限り生活改善は望めないばかりか、いっそう生活は厳しくなっていきます。所定内給与の増加にしても、この春闘で満額回答を得た大企業の労働者が中心で、パート、アルバイト、派遣などの非正規雇用労働者は賃上げすらありません。最低賃金はそうした労働者のセーフティネットです。だれもが手取り20万円以上で暮らせる賃金を得るためには現行の1072円では到底追い付かず、大幅な最低賃金の引上げが必要です。とりわけ20代から30代の若年労働者への賃金引き上げは、少子化対策にとっても急務の課題です。また、男女間の賃金格差も、女性の社会進出への足かせとなっています。こうした問題を解消していくためにも最低賃金を1500円に大幅に引き上げる必要があると考えます。

以上

東京最低賃金審議会 御中

2023年7月18日
東京都新宿区戸山3-15-1
日駐ビル6階
新宿区労働組合総連合
議長 伊藤 之知

意見書

物価高騰に伴う実質賃金が大きく落ち込む中、暮らしと労働の実態を反映した審議を尽くし、最低賃金額の大幅引上げを要望します

[要望趣旨]

日頃より国民・労働者の生活を守るためのご奮闘に感謝申し上げます。

私たちは2012年から春闘時期に最低賃金引上げを求めるアピールデモを開始し、2015年からは「最低賃金1500円」の要求を掲げて現在まで毎月、新宿駅前をパレードしています。このデモが11年継続している理由は、毎回沿道の労働者や商店の従業員から大きな声援を受けてきていることにあります。

また、私たちは最低賃金の引き上げを求めるとともに、新宿区に対して地域の最低賃金を引き上げる取り組みとして、実効ある公契約条例を求めてきました。この運動の中で昨年12月の新宿区公契約条例審議会では、現行の労働報酬下限額1,080円を来年度から122円引き上げ、1202円とすることが答申され、決定しました。

この約11%の引き上げは、「新宿区の最低賃金」として区内の様々な業種の職場の非正規労働者の賃上げに影響を与えています。新宿区市ヶ谷にある独立行政法人日本学生支援機構の非常勤職員は7年以上、時給1200円に据え置かれてきましたが、春闘の交渉で新宿区の対応を示し、2023年4月から1,200円引き上げの回答を引き出しました。

また、新宿区内のスーパーマーケットでは、東京の最低賃金と同額の時給で働いていたパート労働者が、新宿一般労組に加入し、職場の仲間を集めて分会を結成し、23春闘で時給300円引き上げを求めて団体交渉を行いました。この交渉の場でも「新宿の最低賃金」を根拠に示し、近隣のスーパーマーケットの時間給が軒並み1200円～1400円に引き上げられていることを示すと、会社は立て続けにパートが退職し、仕事が回らなくなっていることを認め、4月から時給1072円の労働者を1200円に、1096円の労働者を1280円に引き上げました。

いま、人手不足を解消し、経営を維持するためにも、労働者の賃金引き上げが必要であることは、労使共通の理解となってきています。

日本経済の真の再生には、大企業優遇の不公正税制を是正すること、労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、中小企業への支援策を抜本的に

拡充すること、そして全国一律最低賃金制度とすることが必要です。3年前、私たちが取り組んだ最低生計費試算調査では、25歳の青年が一人で新宿に住み、人間らしい生活をするには、男性で月額26万5,786円、時間額1,772円、女性は月額26万2,506円、時間額1,750円が必要という結果でした。「最賃1500円」の要求は決して贅沢な生活を求める要求ではありません。一日も早く最低賃金を全国一律で1500円に引き上げるよう真摯な審議をお願いいたします。

[要望項目]

1. 東京で早期に時給1500円の実現へ、大幅な最賃額の改定をしてください。
2. 小零細事業者にとって人材不足が深刻です。求人事業者利用料（初期登録、紹介時費用、定着費用）への支援策を検討してください。
3. 中小零細事業者に対し、賃金体系の底上げができるように「生産性向上」とは切り離れた支援策を拡充してください。
4. 東京春闘共闘会議には非正規・パートアルバイトなどを多く組織している組合や多様な職業の従事者を組織する組合が所属しています。
審議委員の選任にあたっては私たちの代表も加え、より広い産業・職業、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにしてください。
5. 近年において最賃の影響率が高まっている状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。幾つかの地方審議会において実施されている当事者や当該の組合・団体が行う意見陳述の機会を東京の審議会においても実行してください。

以上

2023年 7月 5日

東京地方最低賃金審議会 御中

〒162-0052 新宿区戸山3-15-1日駐ビル
TEL&FAX03-5272-8460
新宿区労働組合総連合女性センター
代表 佐藤 洋子

東京の最低賃金確定にむけての意見

最低賃金の大幅引き上げで持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を

1. 物価高騰に負けない最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
2. 誰もが希望を持って結婚・妊娠・出産・子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。
3. 男女賃金格差=差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。

意見理由

<低賃金、物価高騰による生活困窮の打開のために>

2022年10月、東京都の最低賃金は31円あがり、1072円になりましたが、異次元ともいえる物価高騰に追いついていません。「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」最低賃金の大幅引き上げが不可欠です。

最低生計費試算調査では、東京で働く10代～30代が新宿区で単身生活すると、月給で男性26万5786円、女性26万2505円が必要となりました。時給換算（月150時間労働）で男女ともに約1750円以上の時給が必要です。昨年と同程度の引き上げ額では、低賃金と昨年から続く物価高騰による生活困窮を打開できません。

新宿区の公契約条例は、新宿区が発注する事業の委託先労働者の最低時給が今年4月から1202円（122円増）になりました。アメリカでは13の州とワシントン特別区で最低賃金を15ドル（2010円）に引き上げる条例が成立しました。

<持続可能な社会にするために>

2022年の年間出生数も初めて80万人を割りました。その原因の大きな理由は非婚化で、結婚の壁は年収300万円とも言われています。収入が不安定な非正規労働者からは、「食べていくのに精一杯、結婚するとか、子どもを産むことは到底考えられない」という声もあがっています。女性労働者の約6割は非正規雇用で働き、その年収は200万円以下です。

いま夫婦ともに非正規世帯やシングルマザーも増えています。将来への希望のみえる働き方や安定した賃金は、本人の選択の幅を広げるだけでなく、持続可能な社会にも繋がります。

<男女の賃金格差解消のために>

先日発表された世界ジェンダーギャップ指数では、日本の男女格差指数は146カ国中125位で過去最低となりました。

男女賃金格差は男性労働者の賃金を100とした場合、女性労働者は75.7、非正規労働者は3割を超えないという水準です。生涯賃金を比較すると1億円もの格差になると言われており、現役時代の賃金格差は将来の年金額にも反映します。

男女賃金格差の要因には、男性と比べて女性の勤続年数が短いこと、管理職に女性がまだまだ少ないことなどがあげられます。妊娠・出産・子育てを理由に約半数の女性労働者が職場を去っています。そして、一度職場を辞めると、正規雇用での再就職が困難になってしまいます。誰もが安心して働き続けるためには、構造的な差別の是正や長時間労働の解消とともに、7時間働けば普通に暮らせる賃金の実現が不可欠です。

男女の賃金格差や待遇格差は、女性や当事者だけの問題ではありません。女性労働者の低賃金が男性の賃金も引き下げています。女性労働者をはじめ、労働者全体の賃金を引き上げていくためにも、最低賃金を全国一律で1500円にしていくことが必要です。

以上

東京最低賃金審議会 御中

2023年6月30日

墨田区労働組合総連合

議長 林 憲一

墨田区東駒形4-5-2

すみだ商工会館3階

貴審議会での最低賃金の決定に当たりまして一言申しあげます。

賃金の大幅な引き上げは今日、国民的な関心事であり国の重要な政策課題となっていることはご認識されている事と推察しております。

今年の春闘が昨年を上回る水準での引き上げにも関わらず、異常な物価高により今年も実質賃下げとさえなっています。物価の高騰は収まらず、今年7月から485品目の値上げが発表されるなど留まる兆しは見えません。

賃金の引き上げは働く全ての労働者の生活を支えているだけでなく、賃金に連動する年金生活の年金支給金額にも影響を与えるなど多岐に渡ります。実質賃金が10年連続して下がり続けていることは、大幅な賃上げによって経済成長の好循環を作り出すことが望まれている今日、さらに逆行する事態となります。春闘での賃金の引き上げは体力のある大企業に出来ても、中小企業にはその企業努力には限界があります。最賃制度に望まれることは、物価高騰に見合う引き上げとともに、政治の仕組みの一つとして中小への支援策として、税や社会保険料の軽減措置の面でも抜本的な改善が必要です。働く全ての労働者にとってのセーフティーネットでもある最賃制度の抜本的な改善を望むものです。

さて私たちが求めている抜本的な制度とは、現在の地域別最賃制度ではなく、地域間格差の無い全国一律の全国最賃制度です。そして「どこでも誰でも8時間働けば」人間らしい生活ができる時給1500円の実現です。昨年度も指摘させていただきましたが欧米諸国では、コロナ禍、ロシアのウクライナ進攻と言う深刻な政治経済状況の中、大幅な引き上げが図られました。我が国の現状は先進国の中では最低ランク、そしてOECDのランクでは25位とメキシコ並みの賃金の安い国と揶揄されています。今年の答申では少しでも国民(都民)の期待に沿う答申が出されることを切に願うものです。

2023年6月27日

東京最低賃金審議会 御中

さいたま市南区南本町 1-16-9
フォーラム南浦和4B

生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修司

2023年度の最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、生活協同組合と関連職場で働く従業員で組織する労働組合であり、パート労働者など非正規雇用のなかまが7割を超える労働組合です。日本社会から格差と貧困をなくすために、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の解消を求めています。どこでもだれでも1日8時間働けばまともに暮らせる社会にしていくには、最低賃金は全国一律で1,500円以上にしていく必要があると考えています。今年度の東京の最低賃金額の改定に際し、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2023年度の最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間のコロナ禍と急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題もより深刻さを増しています。

このため2022年度の最賃改定では、物価上昇に見合う最低賃金の引き上げが社会的に求められていたわけであり、昨年の中央最低賃金審議会では、A・Bランク31円、C・Dランク30円という過去最高の引き上げ目安額が答申され、22道県の地方最低賃金審議会では目安額を1~3円上回る額で決定した地方もあったものの、東京では目安額通りの31円の引き上げで決定し、最賃額1,072円となりました。結果、この間の物価上昇率には届かない改定率に留まりました。

他国では急激な物価上昇に対応するため年に何度も最低賃金を引き上げた例もあり、とりわけ切迫している低賃金労働者の生活維持のためには、過去に例がなくとも検討すべきと考え、今年1月には、東京都労働局長あてに「2022年度内最低賃金額再改定の要請書」を提出させていただきました。残念ながら年度内の再改定は実現しませんでした。再改定を求められた主旨を受け止めて、2023年度の最低賃金審議会では議論していただきたいと考えます。

東京で働く労働者が必ずしも東京都内に居住してはおりません。近隣県から東京に働きに出る目的の一つには、より高い賃金を求める願いがあることを受け止めていただきたいと思ひます。東京で働く労働者の生存権を保障してください。

2. 生協職場の従業員の暮らしの実態

コロナ禍に続く急激な物価上昇から生協職場で働く従業員の暮らしも非常に逼迫しています。以下にこの間あがっている声を紹介します。

「新型コロナの収束も見通せない中で物価が上昇し、日々の生活がどんどん苦しくなっています。切り詰められるものにも限界があります。」

「食費を節約するために値引きシールの貼ってある商品を選んで購入しています。賃金アップで食べたい商品を選んで買えるようにしてほしい。」

「入職して30年ずっとコープで商品を購入してきました。本当はコープで買いたいのですが出費を減らすには食品の質を落とすしかありません。」

「4人家族で回転ずしなどへ外食に行くと1回で2,000円から3,000円出費が増えています。もう外食は無理です。子どもの将来のための貯金もできません。」

「配達中のお昼もお弁当は買えないので、コンビニのおにぎりで我慢しています。」

「体が動くうちは生協で働きたいと思っていますが、高齢のため体が厳しいです。でも医療費を出す余裕が無いので、病院には行かずだまし、だまし働いています。」

3. すべての人の最低生計費を保障する最賃制度の確立を

全労連とその加盟組織は最低賃金法を改正し、全国一律の最低賃金制度にしていく運動に取り組んでいます。全国一律の最低賃金制度を求める要求は、科学的根拠に基づくものです。全国各地で1ヶ月の生活に必要な費用を調査する最低生計費試算調査を実施し、その結果から、全国どこでも単身20代が普通に暮らしていくために必要な費用は、月額約23万円(時給換算で1,500円~1,700円)程度であることが明らかになっています。

私たちが長年、最低賃金の全国一律制の実現を求めてきた結果、最低賃金を全国一律制度にしていこうという声が、様々な団体や国会議員の間でも広がってきています。私たちが毎年取り組んでいる全国一律最賃制を求める国会請願署名の紹介議員も2022年は104人、2023年は121人と、増えてきています。

中央最賃審議会の目安協議会では、今年10月の改定から3ランク制へと変更することを決めましたが、私たちが求めている全国一律制に照らせば、この変更はまだまだ不十分なものです。

全労連では現在、全国一律の最低賃金制度にしていくために、最低賃金法を改正していく4つのポイントについても、国会議員との合意形成を進めようとしています。全労連が考える最賃法改正の4つのポイントとは、「公務員への適用」「中央と地方の各審議会の役割整理」「決定要素からの事業の支払能力削除」「中小企業支援策の国への義務づけ」です。今年度の最賃審議会での議論でも、上記の経過を踏まえた検討がなされることを期待します。

4. 最低賃金の引き上げは、中小企業支援策とセットで

現行の最低賃金法の問題点の一つは、最低賃金の決定要素の一つに「事業の支払能力」を挙げている点があります。憲法が保障する生存権が「事業の支払能力」に左右されるようなことはあってはならないと考えます。また、この間生協労連として進めている中小企業団体との懇談では、中小企業の経営者も賃金を引き上げたいとの思いは持っています。大企業との関係性や価格転嫁の難しさなどから、賃金を上げたくても上げられないのが実態です。

中小企業も賃金を上げられるようにするには、企業努力だけではなく政策的な中小企業支援が必要です。現在も賃上げする中小企業への助成制度はありますが、使い勝手が悪い、申請の難しさなどの理由からあまり活用されていません。全国の中小企業にあまねく効果が行きわたるような中小企業支援策をセットにして、最低賃金の大幅な引き上げを実現するべきと考えます。

5. 開かれた議論をお願いします

各地方最賃審議会では、広く意見を求め、審議会での議論の内容を公開していく方向で、少しずつ改善が進んでいます。鳥取地方最低賃金審議会においては2008年以降「完全公開」「意見聴取の実質化」「傍聴の自由化」を確立させ定着させています。隣りの埼玉地方最低賃金審議会では、2019年度の審議会から意見書提出者が意見陳述できる時間を設けるようになり、今年度の審議会では意見陳述について昨年までの倍の時間を確保する方向で準備されています。

東京の最賃審議会でも、議論の過程の透明性や公正性を高めるための改善を進めていただくことを要望します。

以上

2023年7月13日

東京地方最低賃金審議会 御中

全印総連東京地連女性部
部長 鶴見充子

〒113-0033 文京区本郷2-36-2T.M 畑中ビル302
TEL 03-3818-5126 FAX 03-3818-5127

最低賃金の大幅引き上げで、働き続けられる職場 持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を

2023年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書

意見

1. 物価高騰に負けない賃金を確保するために国の責任で最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
2. 誰もが希望を持って結婚・妊娠・出産・子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。
3. 男女賃金格差＝差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
4. ただちに地域間格差をなくし、全国一律最賃1,500円を実現すること。

意見理由

<物価高騰による生活困窮の打開のために低賃金を解消すること>

厚生労働省が7日発表した5月の毎月勤労統計調査によると、前年同月比1.2%減り14カ月連続マイナスとなりました。昨年も食料品をはじめとした値上げが続出しましたが、6月からは電気料金が14~42%も引き上げになっています。昨年から続く物価高騰で、とりわけ非正規労働者の多い女性や若者にしわ寄せがきています。

全印総連が毎年行っている家計調査からは「浪費をしていないつもりでも、預貯金にはなかなか回せない」「食費は体づくりの基本となるのでどうしても削りにくい。水道・光熱費はこれ以上削れない」「人々が一定の生活水準から落ちないような仕組みづくりをお願いしたい」「賃金のうち、残業代の部分が、税金に消えてしまっている。」

労働組合が行った最低生計費試算調査では、全国の25を越す地域において、20代単身者が人間らしい生活を営むには、少なくとも時間額1,600円程度は必要との結果が出ました。都市も地方も人間らしく暮らすために必要な生活費に変わりはありません。

最低賃金が1,500円になれば、「病院に行ける」「まともな食事がとれる」「切り詰めて少しは貯えができる」など、切実な声があがっています。昨年と同程度の引き上げ額では、低賃金と昨年から続く物価高騰による生活困窮を打開できません。政府は、最低賃金の引き上げについて全国平均で時間額1,000円以上を目指すとしていますが、そのような額では到底足りません。中小企業への支援をしっかりと行いつつ、最低賃金の全国一律1,500円の早期実現が必要です。

<持続可能な社会にするために>

2022年の合計特殊出生率は過去最低の1.27、年間出生数も初めて80万人を割りました。その原因の大きな理由は非婚化で、結婚の壁は年収300万円とも言われています。

全印総連の家計調査からも「子どもの将来に向けて、学費や生活費の貯蓄もしていかなければいけないのに、今ある貯蓄を崩すような生活」「単身で、かつかつの生活をするなら何とかやっていますが、結婚など将来の設計や貯金はできていない。生活が苦しいからこそ、何かリフレッシュしないと身も心ももちません。何より、余裕ある時間と賃金が必要」という声が多く聞かれます。

女性労働者の約6割は非正規雇用で働き、その年収は200万円以下です。将来への希望が持てる働き方や安定した賃金は、持続可能な社会にも繋がります。経済的安定の最低ベースをつくる最低賃金を大幅に引き上げていくことは、持続可能な社会を作っていくためにも必要です。

<男女の賃金格差解消のために>

この間、女性版骨太方針2023などで、男女賃金格差の公表義務の拡大の方向が示されています。課題の把握・分析、結果をふまえた是正などは今後の課題ではありますが、男性労働者の賃金を100とした場合、女性労働者は75.7、非正規労働者は3割を超えないという水準です。生涯賃金を比較すると1億円もの格差になると言われており、現役時代の賃金格差は将来の年金額にも反映します。

男女賃金格差の要因には、男性と比べて女性の勤続年数が短いこと、管理職に女性がまだまだ少ないことなどがあげられます。仕事と子育てを両立しにくい現状にあるため、第一子出産後に約半数の女性労働者が職場を去っています。そして、一度職場を辞めると、正規雇用での再就職が困難になってしまいます。

女性労働者の低賃金は男性の賃金も引き下げている現状があります。労働者全体の賃金を引き上げていくためにも、最低賃金を今すぐ全国一律で1,500円にしていくことが必要です。

<ジェンダー平等の観点からも最低賃金の引き上げが必要>

世界経済フォーラムが2023年6月に発表したジェンダーギャップ指数では、日本は世界146カ国中125位と、過去最低になりました。特に政治・経済分野での遅れが顕著です。

遅れている背景には、①男女雇用機会均等法（1985年制定）の罰則規定が不十分かつ間接差別の規定と禁止がないなど、女性差別の是正が不十分であること。②基礎年金に専業主婦を対象とする第3被保険者を創設したこと（1986年）や、③配偶者控除を導入したこと（1987年）が、専業主婦の老後を支える一方で、「男性が家計の中心を担い、女性は家族のケアをすべき」という性別役割分担につながってきたことなどがあると考えられます。そのため、男性は長時間労働、女性は非正規労働に押しとどめる方向に働き、年収の壁が発生するなど、構造的な差別を生み出しています。

誰もが安心して働き続けるためには、あらゆる差別が禁止され、残業しなくても暮らせる賃金を保障するためにも、諸外国での最低賃金大幅引き上げを日本の当たり前にしていただきたい。

最低賃金1500円で年間1800時間労働すれば年収270万円が確保できます。いまずぐ最低賃金の大幅引き上げが必要です。

以上

2023年7月18日

東京地方最低賃金審議会
会長 都留 康 様

東京都港区芝 2-8-13 KITTA ハイム 3F
電話: 03-6711-8827
全国一般労働組合全国協議会
中央執行委員長 賀 雄次郎
同・全労協全国一般東京労働組合
執行委員長 中村 賢
同・全国一般労働組合東京南部
執行委員長 中島 由美子
同・全国一般東京東部労働組合
執行委員長 菅野 存
同・全国一般三多摩労働組合
執行委員長 福田 健一

東京都最低賃金の大幅引き上げと

すべての審議会の全面公開を求める意見書

貴職におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

私たちは、低賃金労働者の賃金引き上げを実現するために、全国一律最低賃金 1500 円以上の実現に取り組んできました。全労協をはじめ、また、とりわけ 2016 年以来から「最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会」として上部団体の壁を越え、全国一律最賃 1500 円の実現要請や、審議会の前面公開を要求してきました。同時に、2014 年以来、パート労働者など非正規雇用労働者の処遇改善のために、地域相場賃金形成に影響力のある大手コンビニエンスストア・他に対して、求人募集賃金の引き上げを要請してきています。

1、直ちに最低賃金を大幅引き上げし、時給 1500 円以上が必要。

現在、昨年来の物価高騰により、とりわけ低所得者層の生活が直撃され、生活に困窮する世帯が増大しています。低所得者層の生活実態を反映する物価指数は、生活必需品の統計である「基礎的支出項目」が実態を反映するものですが、2023 年 1 月の対前年同月比の上昇率は 6.3%でした。都留文科大の後藤道夫名誉教授の試算では、最低賃金の全国平均の 1.1 倍以下で働く人の割合は 2020 年に 14.2%であり、1.3 倍以下に対象を広げると 31.6%と 3 割を超えています。最低賃金の引き上げこそが、低賃金労働者の賃上げであるにもかかわらず、昨年 10 月の最低賃金の改定は全国平均 3.3%の引き上げで、東京にいたっては 2.98%と平均より下回り、物価上昇率にも届かない不十分なものでした。

私たちは昨年以降、10 月・11 月・12 月厚生労働省や地方労働局・地方最低賃金審議会に

対し、最低賃金法第12条に基づき、直ちに異常な物価高に耐えうる最低賃金へと再改定するよう求めてきました。その数は、全国で40団体を超える数となっております。そして、事務局を担う東京労働局へも昨年11月24日、ならびに本年5月23日と二度にわたって、上記内容の申し入れを行っています。しかしながら、厚生労働省および地方労働局からの回答は、最低賃金の3要素（生計費、賃金、事業の支払い能力）を注視しているという他人事のような対応です。再改定を怠っている現状は、現下の物価高騰とその高止まりを前に怠慢のそしりをまぬかれませんでした。

現在の物価上昇はすでに、昨年8月1日に中央最低賃金審議会の公益委員見解で述べられた、22年度最賃引き上げ目安の根拠となった、「持ち家の帰属家賃を除く総合での物価上昇率の2%」を、はるかに超えている状況があります。2023年年6月からの電気代の値上げも見込まれ、消費者物価の更なる高止まりが今後も見込まれます。

そして、2022年の実質賃金の目減りがマイナス1.8%という状況が重くのしかかっているのです。昨年度は、最低賃金を3.3%引き上げても、1.8%の実質賃金のマイナスです。2023年5月においても実質賃金がマイナス1.2%という有様で、14ヶ月連続のマイナスと、実質賃金の低下は長く続いています。中小零細企業に働く労働者は、大手春闘の賃上げにばはるかに及ばず、「第4表」での集計も、3%以上の賃金引上げとは大きく乖離する存在となることは否めません。

2023年7月12日に公表された2.2%という「第4表」のデータに縛られれば、本年度最低賃金引上げの結果が、再び高止まりした高物価と実質賃金の低下の嵐にさらされるのは間違いありません。

すでにご存知のように、日本の賃金水準は1997年をピークに8%以上下落しており、経済協力開発機構（OECD）の中でも最下位グループ、主要7カ国（G7）の中では最下位になっています。低賃金の非正規労働者がますます増大しています。分厚い中間層どころではなく、中間層が減少していることから経済も回らなくなってしまう状況です。中小零細労働者にとって、最低賃金の大幅引き上げは、死活問題です。

時給1500円となれば、かつて政府が目指していた年間労働時間である1800時間働けば、年収は270万円となり、ようやくなんとかワーキングプアから脱出することができます。貧困と格差拡大が社会問題となる中で、中小企業労働者や非正規雇用労働者をはじめとする低賃金労働者の待遇改善が絶対に必要です。

こうした中で私たちは、多くの時給労働者にとって最大の希望である最低賃金の大幅引き上げを切に要請します。

2、最低賃金決定の水準について。

次に、あるべき最低賃金の水準について触れさせていただきます。現在の東京の最低賃金の1072円は決して高い水準ではありません。ひとつには、すでに多くの資料で立証されていますが、最低生計費として1600円以上が全国ほぼ同水準として必要とされているのが実際です。地方での車の保有などを勘案すると東京がとりわけ高いわけではありません。そし

て東京が先行して引き上がると、最賃格差が広がるのではなく、東京がリーダーシップを持って全国の最低賃金の水準を引き上げなおかつ格差の縮小に貢献できるよう、現下の情勢に鑑み、東京地方最賃審議会の卓越した審議に期待します。

もう一点は、生活保護基準との整合性の問題です。「単身者」を基準とするのではなく、「一人親世帯の生計費・生活保護水準」と比較し、審議することを要請します。日本政府も批准しているILO131号条約及び135号勧告には、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として、「労働者と家族の必要」とあります。「生活保護との整合性」において、審議会と比較しているのは「若年単身者の生活保護基準」です。これは、明らかにILOの趣旨に違反していると思われます。

「一人親世帯等の生活保護水準」と、「最低賃金で働く一人親世帯の収入」の比較では、「最低賃金で働く一人親の世帯」の収入が圧倒的に低く、「一人親世帯の生活保護水準」に到達するには、月40～60時間の最賃自給での残業が必要となるのが現状です。つまり現下の最低賃金では、「一人親世帯」が安心して働き暮らすことが困難な状況なのです。

何よりもまずILO基準の「労働者とその家族……」に留意し、「単身者」との比較でなく、「一人親世代」との比較による最低賃金のあり方を審議されることを要請します。

3、傍聴制限せずに全ての審議会の公開、速やかな議事録の作成・公表を。

非正規労働者等、最低賃金の影響を直接受ける低賃金労働者が激増しており、社会的関心が高まっています。最低賃金審議会の審議をすべて公開し、希望者全員が傍聴できること、意見陳述の機会を認めること、さらに審議の経過・結果を速やかに公表することが求められています。

とりわけ本年2023年4月6日の「中央最低賃金目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、目安審議のあり方(3)議事の公開の部分で、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」との結論に至っています。東京地方最低賃金審議会においても、議事の公開は問われるべきで喫緊の課題となっております。

加えて、「地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感をいっそう高めることも重要」と打ち出しています。そして、「議事録の早期公開においては、引き続き事務局において努める」とあります。

まさに、東京地方最低賃金審議会の真価が問われているところであります。

しかし、現状はいかがでしょうか？

東京地方最低賃金審議会の議事要旨・議事録の公開は、きわめて怠慢であり、公開性という観点では厳しく指弾されなければなりません。

たとえば、私たちが、2017年に全国47都道府県の地方最低賃金審議会の「公開度ランキング」を明らかにした時点でも、当時の東京の公開度ランクは最下位でした。議事録の公開を含め、いまだに改善されていないのが実態です。私たちは、審議会が公開され人数制限無しで傍聴ができること、審議会後に速やかな議事要旨・議事録の作成と公開がなされること、

異議申し立てを含め「意見陳述」を認められることを要請します。少なくとも、目安が出された後に行われるであろう「異議申し立て」の締め切り期間までには議事録をそろえるという、当たり前の努力は行ってください。この点は、単に事務局の問題でなく、まさしく審議会そのものの問題に他ならず、ぜひとも改善・改革を強く訴えます。

最後に、最低賃金を審議する委員の選出について申し上げます。最低賃金審議会の委員については、最低賃金に直接影響を受ける低賃金労働者、特に非正規労働者・移住労働者・技能実習生等の実態や意見を反映できる者、あるいは、貧困問題や社会政策・福祉政策に詳しい者を選任すべきだと考えます。最低賃金の審議に当たっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聞くことが重要です。

以上を踏まえ、貴審議会ならびに審議会会長に以下の事を要請します。

記

- 1、最低賃金額の大幅引上げと時給 1500 円以上を求めます。
- 2、物価急騰の折、今年度の最低賃金は 10 月といわずできるだけ早く改定・増額すること。
- 3、「生活保護との整合性」に関しては、一人親世帯等の生活保護水準との比較では、なお最低賃金の方が低い。最低賃金額は、ILO 勧告を尊重し、少なくとも一人親世帯が何とか暮らせる時給 1500 円以上の水準とすること。
- 4、傍聴制限なしで全ての審議会を公開し、議事要旨・議事録は速やかに公表すること。
- 5、異議申し立てを含めた、意見陳述を認めること。

2023年7月3日

全労連・全国一般労働組合東京地方本部

中央執行委員長 森 治美

東京都中央区日本橋人形町 3-7-13-401

物価高騰に見合う最賃の大幅引上げと、 全国一律最賃制を求める意見書

昨年の秋から続く異常な物価高騰は、労働者の生活に計り知れない打撃を与えています。とくに現在の最賃近傍の賃金を強いられている非正規労働者、若年層の労働者は、まさに危機的状況にあります。中小零細企業もコロナ感染で痛めつけられ、そして今の物価高騰の下で事業継続も危ぶまれる状況に陥っています。

物価高騰は日本だけの現象ではなく、他の先進国でも同じ状況にありますが、日本と決定的に違うのは、最賃を含めて労働者の賃金を大幅に引き上げていることです。例えば、米ワシントン州は2195円、オーストラリアは1965円、フランスは1690円というように先進国では最低賃金の大幅引上げを行っています。これに比べて、日本の最賃は全国加重平均で961円で、月150時間フルに働いても年収170万円でワーキングプアの水準でしかありません。

私たち全国一般東京地本は、民間の中小零細企業の職場を多く組織する労働組合です。私たち民間の中小零細企業の賃金は、定昇制度もないところが多く、初任給はほぼ最賃に張り付いているのが実態です。今春闘でも物価高騰に見合う賃上げを要求し、交渉していますが、ゼロ回答の職場もあり、回答があった職場でも、とても物価高騰に見合う引き上げ額とはなっていません。しかし、物価高騰には理解を示す経営者も多く、「今年度に限定してインフレ手当を出す」ところも出てきています。いずれにしても、最賃の引き上げに伴い初任給を見直すなど、中小零細企業の職場では、最賃が引き上げられなければ、賃上げも難しい状況に置かれています。

私たちが求めている「時給1500円、全国一律最賃制」を実現することによって、消費拡大による「経済の好循環」が実現し、国や自治体の民間委託の委託金額や、不公正な取引の改善にも必然的に大きな影響をもたらし、長年にわたって低迷している日本経済を打開していく大きな柱になると考えます。

最低賃金の決定要素に「企業の支払い能力」がありますが、最も多く非正規雇用労働者を雇用しているのは大企業と自治体です。大企業と自治体は、今すぐにも私たちが求めている「時給1500円」を実現することは可能です。同時に私たちは、中小零細企業には真水

の直接支援を今すぐにでも行い、その後、社会保険料の減免措置など、税制面や法制度面での実効力のある中小企業支援策と、最賃が取引価格に転嫁できるような公正取引の実現は不可欠であると考えています。

私たちが加盟している全労連の生計費調査では、地域による違いはなく、どの地域でも時給1000円どころか「1500円、1600円は最低必要」であることが明らかになっています。今の物価高騰を加味すれば「2000円」以上になるでしょう。多くの自治体の長から、最低賃金は地域間格差をなくし、「全国一律にするべきだ」との声がますます強くなっています。

以上のことを十分に踏まえた審議・答申を求めるとともに、以下の事項について意見・要望するものです。

記

1. 「企業の支払い能力」を最賃決定要素から外し、現行法によるランク別の下での地域別最低賃金の格差を解消すると共に、世界の主流である全国一律最賃制を早期に実現していただきたい。その旨を政府に意見を上げてもらいたい。
2. 今の物価高騰を十分に加味し、生計費に基づいた最賃とすべく、東京では今すぐ時給1500円とされたい。
3. 中小零細企業では人手不足が深刻ですが、人材を採用するための賃上げをできないのが実態です。中小零細企業も価格に転嫁できる公正な取引の実現が急務であり、直接的な支援が不可欠です。最賃の大幅引き上げに伴う非正規労働者、若年層の労働者の賃金引き上げは、間接的に中小零細企業への支援につながることを考慮して審議してください。
4. 最賃近傍で働く労働者の生活実態や切実な要望を、審議員の皆さんが直接聞くこと今ほど重要になっているときはありません。東京でも最低賃金で生活する労働者の意見陳述をぜひ実現していただきたい。

以上

郵便往復はがき

□□□□□□□□



〒135-0011

江東区扇橋1-12-20
江東教育会館江東区労連内

全労連・地域労組こうとう
行

□□□□□□□□

送付時はこの線に沿って折り、返信用部分を差し出してください。

内閣総理大臣 殿 / 厚生労働大臣 殿 / 中央最低賃金審
議会会長 殿 / 東京地方最低賃金審議会会長 殿 /
東京労働基準局長 殿 2023 年 月 日

最低賃金の大幅引き上げ、

中小企業の支援強化で日本経済の再生を

全国一律最低賃金制度の創設と
東京で今すぐ時給1,500円以上の実現を求める要請

【要請趣旨】2019年に行った東京の最低生計費調査では、新宿で普通に生活するには1,700円は必要という結果となりました。地域別最低賃金制度は、労働力の地方から都市部へ流出、県境での移動を加速し、地域経済を疲弊させています。日本経済の真の再生には、大企業優遇の不公平税制を是正すること、労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、そのためには中小企業への支援策を抜本的に拡充すること、そして全国一律最低賃金制度とすることが重要です。ついては2022年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

【要請事項】

- 1、全国どこでも早期に時間額1,500円に引き上げ、東京では今すぐ1,500円を実現すること。
- 2、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度とすること。
- 3、最低賃金額は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。
- 4、最低賃金額引き上げにともない、中小企業支援策を拡充すること。

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
| | |

〔取扱い団体〕東京地方労働組合評議会・東京春闘共闘会議

東京最低賃金審議会 御中

2023年7月19日

東京都豊島区南大塚2-33-10

東京自治体労働組合総連合

執行委員長 矢吹 義則

意見書

物価高騰に伴う実質賃金が大きく落ち込む中、暮らしと労働の実態を反映した審議を尽くし、最低賃金の大幅引き上げを要請します。

[要望書趣旨]

日頃より国民・労働者の生活を守るためのご奮闘に心から感謝申し上げます。厚生労働省が7日発表した5月の毎月勤労統計調査(速報値)によると、実質賃金は前年同月比1.2%減少となり、14カ月連続のマイナスとなりました。6月から電気料金が14~42%の値上げとなり、経済産業省は標準的な家庭で昨年11月分と比べ、東京電力管内で約1万5,000円から値上がりして、約1万7,000円になると試算しています。政府は1月から電気料金の一部を負担していますが、この負担も9月には半額となり、10月以降は未定の状況です。

地公法の中で、職員の給与決定要素の最初に掲げられているのは「生計費」です。東京都区部の2023年1月の消費者物価指数は、前年同月比で4.4%上昇、前月比でも0.7%の上昇となっています。食品や電気代など生活する上で欠かせないものが、高騰し職員の生活を脅かす状況の中で、全国一の生計費負担を強いられている東京の生活実態を正確に反映させることを強く要請します。

自治体職場で働く会計年度任用職員は、自治体の様々な仕事に従事し、「住民福祉の向上」に欠くことのできない担い手にもかかわらず、低い報酬や休暇制度については、自治体ごとに異なり、結果として労働条件が劣悪な状況を生み出しています。地域住民の生活に欠かせない各種の自治体業務に、安心して長く働き続けるためにも、最低賃金を大幅に引き上げ、仕事の専門性に見合う処遇を実現していくことが必要です。

日本経済の真の再生には、大企業優遇の不公正是正を是正すること、労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、中小企業への支援策を抜本的に拡充すること、そして全国一律最低賃金制度とすることが必要です。

[要請項目]

1. 東京で早期に時給 1500 円の実現へ、大幅な最賃額の改定をして下さい。
2. 小零細事業者にとって、人材不足が深刻です。求人事業者利用料(初期登録、翔かい自費用、定着費用)への支援策を検討して下さい。
3. 中小零細企業者に対し、賃金形態の底上げができる等に「生産性向上」とは切り離れた支援策を拡充して下さい。
4. 公務公共関係職場には、会計年度任用職員や非正規や派遣労働者などが多く存在します。
審議委員の選任に当たっては、私たちの代表も加え、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにして下さい。
5. 近年において最賃の影響率が高まったいる状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。いくつかの地方審議会において実施されている当事者や当該の組合・団体が行う意見陳述の機会を東京の審議会においても実行して下さい。

東京最低賃金審議会 御中

2023年7月19日

東京都豊島区南大塚2-33-10

東京自治体労働組合総連合・医療部会

部会長 鶴淵 弘之

意見書

物価高騰に伴う実質賃金が大きく落ち込む中、暮らしと労働の実態を反映した審議を尽くし、最低賃金の大幅引き上げを要請します。

[要望書趣旨]

日頃より国民・労働者の生活を守るためのご奮闘に心から感謝申し上げます。厚生労働省が7日発表した5月の毎月勤労統計調査(速報値)によると、実質賃金は前年同月比1.2%減少となり、14カ月連続のマイナスとなりました。6月から電気料金が14~42%の値上げとなり、経済産業省は標準的な家庭で昨年11月分と比べ、東京電力管内で約1万5,000円から値上がりして、約1万7,000円になると試算しています。政府は1月から電気料金の一部を負担していますが、この負担も9月には半額となり、10月以降は未定の状況です。

地公法の中で、職員の給与決定要素の最初に掲げられているのは「生計費」です。東京都区部の2023年1月の消費者物価指数は、前年同月比で4.4%上昇、前月比でも0.7%の上昇となっています。食品や電気代など生活する上で欠かせないものが、高騰し職員の生活を脅かす状況の中で、全国一の生計費負担を強いられている東京の生活実態を正確に反映させることを強く要請します。

自治体職場で働く会計年度任用職員は、自治体の様々な仕事に従事し、「住民福祉の向上」に欠くことのできない担い手にもかかわらず、低い報酬や休暇制度については、自治体ごとに異なり、結果として労働条件が劣悪な状況を生み出しています。地域住民の生活に欠かせない各種の自治体業務に、安心して長く働き続けるためにも、最低賃金を大幅に引き上げ、仕事の専門性に見合う処遇を実現していくことが必要です。

日本経済の真の再生には、大企業優遇の不公正是正を是正すること、労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、中小企業への支援策を抜本的に拡充すること、そして全国一律最低賃金制度とすることが必要です。

[要請項目]

1. 東京で早期に時給 1500 円の実現へ、大幅な最賃額の改定をして下さい。
2. 小零細事業者にとって、人材不足が深刻です。求人事業者利用料(初期登録、翔かい自費用、定着費用)への支援策を検討して下さい。
3. 中小零細企業者に対し、賃金形態の底上げができる等に「生産性向上」とは切り離れた支援策を拡充して下さい。
4. 公務公共関係職場には、会計年度任用職員や非正規や派遣労働者などが多く存在します。
審議委員の選任に当たっては、私たちの代表も加え、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにして下さい。
5. 近年において最賃の影響率が高まっている状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。いくつかの地方審議会において実施されている当事者や当該の組合・団体が行う意見陳述の機会を東京の審議会においても実行して下さい。

東京最低賃金審議会 御中

2023年7月19日

東京都豊島区南大塚 2-33-10

東京自治体労働組合総連合

児童館・学童保育協議会

議長 新田 哲男

意見書

物価高騰に伴う実質賃金が大きく落ち込む中、暮らしと労働の実態を反映した審議を尽くし、最低賃金の大幅引き上げを要請します。

[要望書趣旨]

日頃より国民・労働者の生活を守るためのご奮闘に心から感謝申し上げます。
厚生労働省が7日発表した5月の毎月勤労統計調査(速報値)によると、実質賃金は前年同月比1.2%減少となり、14カ月連続のマイナスとなりました。6月から電気料金が14~42%の値上げとなり、経済産業省は標準的な家庭で昨年11月分と比べ、東京電力管内で約1万5,000円から値上がりして、約1万7,000円になると試算しています。政府は1月から電気料金の一部を負担していますが、この負担も9月には半額となり、10月以降は未定の状況です。

地公法の中で、職員の給与決定要素の最初に掲げられているのは「生計費」です。東京都区部の2023年1月の消費者物価指数は、前年同月比で4.4%上昇、前月比でも0.7%の上昇となっています。食品や電気代など生活する上で欠かせないものが、高騰し職員の生活を脅かす状況の中で、全国一の生計費負担を強いられている東京の生活実態を正確に反映させることを強く要請します。

自治体職場で働く会計年度任用職員は、自治体の様々な仕事に従事し、「住民福祉の向上」に欠くことのできない担い手にもかかわらず、低い報酬や休暇制度については、自治体ごとに異なり、結果として労働条件が劣悪な状況を生み出しています。地域住民の生活に欠かせない各種の自治体業務に、安心して長く働き続けるためにも、最低賃金を大幅に引き上げ、仕事の専門性に見合う処遇を実現していくことが必要です。

日本経済の真の再生には、大企業優遇の不公正是正を是正すること、労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、中小企業への支援策を抜本的に拡充する

こと、そして全国一律最低賃金制度とすることが必要です。

[要請項目]

1. 東京で早期に時給 1500 円の実現へ、大幅な最賃額の改定をして下さい。
2. 小零細事業者にとって、人材不足が深刻です。求人事業者利用料(初期登録、翔かい自費用、定着費用)への支援策を検討して下さい。
3. 中小零細企業者に対し、賃金形態の底上げができる等に「生産性向上」とは切り離れた支援策を拡充して下さい。
4. 公務公共関係職場には、会計年度任用職員や非正規や派遣労働者などが多く存在します。
審議委員の選任に当たっては、私たちの代表も加え、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにして下さい。
5. 近年において最賃の影響率が高まっている状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。いくつかの地方審議会において実施されている当事者や当該の組合・団体が行う意見陳述の機会を東京の審議会においても実行して下さい。

東京最低賃金審議会 御中

2023年7月19日

東京都豊島区南大塚2-33-10

東京自治体労働組合総連合

社会福祉部会

部会長 土方 公久

意見書

物価高騰に伴う実質賃金が大きく落ち込む中、暮らしと労働の実態を反映した審議を尽くし、最低賃金の大幅引き上げを要請します。

[要望書趣旨]

日頃より国民・労働者の生活を守るためのご奮闘に心から感謝申し上げます。厚生労働省が7日発表した5月の毎月勤労統計調査(速報値)によると、実質賃金は前年同月比1.2%減少となり、14カ月連続のマイナスとなりました。6月から電気料金が14~42%の値上げとなり、経済産業省は標準的な家庭で昨年11月分と比べ、東京電力管内で約1万5,000円から値上がりして、約1万7,000円になると試算しています。政府は1月から電気料金の一部を負担していますが、この負担も9月には半額となり、10月以降は未定の状況です。

地公法の中で、職員の給与決定要素の最初に掲げられているのは「生計費」です。東京都区部の2023年1月の消費者物価指数は、前年同月比で4.4%上昇、前月比でも0.7%の上昇となっています。食品や電気代など生活する上で欠かせないものが、高騰し職員の生活を脅かす状況の中で、全国一の生計費負担を強いられている東京の生活実態を正確に反映させることを強く要請します。

自治体職場で働く会計年度任用職員は、自治体の様々な仕事に従事し、「住民福祉の向上」に欠くことのできない担い手にもかかわらず、低い報酬や休暇制度については、自治体ごとに異なり、結果として労働条件が劣悪な状況を生み出しています。地域住民の生活に欠かせない各種の自治体業務に、安心して長く働き続けるためにも、最低賃金を大幅に引き上げ、仕事の専門性に見合う処遇を実現していくことが必要です。

日本経済の真の再生には、大企業優遇の不公正是正を是正すること、労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、中小企業への支援策を抜本的に拡充する

こと、そして全国一律最低賃金制度とすることが必要です。

[要請項目]

1. 東京で早期に時給 1500 円の実現へ、大幅な最賃額の改定をして下さい。
2. 小零細事業者にとって、人材不足が深刻です。求人事業者利用料(初期登録、翔かい自費用、定着費用)への支援策を検討して下さい。
3. 中小零細企業者に対し、賃金形態の底上げができる等に「生産性向上」とは切り離れた支援策を拡充して下さい。
4. 公務公共関係職場には、会計年度任用職員や非正規や派遣労働者などが多く存在します。
審議委員の選任に当たっては、私たちの代表も加え、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにして下さい。
5. 近年において最賃の影響率が高まっている状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。いくつかの地方審議会において実施されている当事者や当該の組合・団体が行う意見陳述の機会を東京の審議会においても実行して下さい。

東京最低賃金審議会 御中

2023年7月19日

東京都豊島区南大塚2-33-10

東京自治体労働組合総連合税務部会

部会長 浜 伸和

意見書

物価高騰に伴う実質賃金が大きく落ち込む中、暮らしと労働の実態を反映した審議を尽くし、最低賃金の大幅引き上げを要請します。

[要望書趣旨]

日頃より国民・労働者の生活を守るためのご奮闘に心から感謝申し上げます。厚生労働省が7日発表した5月の毎月勤労統計調査(速報値)によると、実質賃金は前年同月比1.2%減少となり、14カ月連続のマイナスとなりました。6月から電気料金が14~42%の値上げとなり、経済産業省は標準的な家庭で昨年11月分と比べ、東京電力管内で約1万5,000円から値上がりして、約1万7,000円になると試算しています。政府は1月から電気料金の一部を負担していますが、この負担も9月には半額となり、10月以降は未定の状況です。

地公法の中で、職員の給与決定要素の最初に掲げられているのは「生計費」です。東京都区部の2023年1月の消費者物価指数は、前年同月比で4.4%上昇、前月比でも0.7%の上昇となっています。食品や電気代など生活する上で欠かせないものが、高騰し職員の生活を脅かす状況の中で、全国一の生計費負担を強いられている東京の生活実態を正確に反映させることを強く要請します。

自治体職場で働く会計年度任用職員は、自治体の様々な仕事に従事し、「住民福祉の向上」に欠くことのできない担い手にもかかわらず、低い報酬や休暇制度については、自治体ごとに異なり、結果として労働条件が劣悪な状況を生み出しています。地域住民の生活に欠かせない各種の自治体業務に、安心して長く働き続けるためにも、最低賃金を大幅に引き上げ、仕事の専門性に見合う処遇を実現していくことが必要です。

日本経済の真の再生には、大企業優遇の不公正是正を是正すること、労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、中小企業への支援策を抜本的に拡充すること、そして全国一律最低賃金制度とすることが必要です。

[要請項目]

1. 東京で早期に時給 1500 円の実現へ、大幅な最賃額の改定をして下さい。
2. 小零細事業者にとって、人材不足が深刻です。求人事業者利用料(初期登録、翔かい自費用、定着費用)への支援策を検討して下さい。
3. 中小零細企業者に対し、賃金形態の底上げができる等に「生産性向上」とは切り離れた支援策を拡充して下さい。
4. 公務公共関係職場には、会計年度任用職員や非正規や派遣労働者などが多く存在します。
審議委員の選任に当たっては、私たちの代表も加え、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにして下さい。
5. 近年において最賃の影響率が高まっている状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。いくつかの地方審議会において実施されている当事者や当該の組合・団体が行う意見陳述の機会を東京の審議会においても実行して下さい。

東京最低賃金審議会 御中

2023年7月19日

東京都豊島区南大塚2-33-10
東京自治体労働組合総連合保育部会
部会長 佐々木裕子

意見書

物価高騰に伴う実質賃金が大きく落ち込む中、暮らしと労働の実態を反映した審議を尽くし、最低賃金の大幅引き上げを要請します。

[要望書趣旨]

日頃より国民・労働者の生活を守るためのご奮闘に心から感謝申し上げます。厚生労働省が7日発表した5月の毎月勤労統計調査(速報値)によると、実質賃金は前年同月比1.2%減少となり、14カ月連続のマイナスとなりました。6月から電気料金が14~42%の値上げとなり、経済産業省は標準的な家庭で昨年11月分と比べ、東京電力管内で約1万5,000円から値上がりして、約1万7,000円になると試算しています。政府は1月から電気料金の一部を負担していますが、この負担も9月には半額となり、10月以降は未定の状況です。

地公法の中で、職員の給与決定要素の最初に掲げられているのは「生計費」です。東京都区部の2023年1月の消費者物価指数は、前年同月比で4.4%上昇、前月比でも0.7%の上昇となっています。食品や電気代など生活する上で欠かせないものが、高騰し職員の生活を脅かす状況の中で、全国一の生計費負担を強いられている東京の生活実態を正確に反映させることを強く要請します。

自治体職場で働く会計年度任用職員は、自治体の様々な仕事に従事し、「住民福祉の向上」に欠くことのできない担い手にもかかわらず、低い報酬や休暇制度については、自治体ごとに異なり、結果として労働条件が劣悪な状況を生み出しています。地域住民の生活に欠かせない各種の自治体業務に、安心して長く働き続けるためにも、最低賃金を大幅に引き上げ、仕事の専門性に見合う処遇を実現していくことが必要です。

日本経済の真の再生には、大企業優遇の不公正是正を是正すること、労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、中小企業への支援策を抜本的に拡充すること、そして全国一律最低賃金制度とすることが必要です。

[要請項目]

1. 東京で早期に時給 1500 円の実現へ、大幅な最賃額の改定をして下さい。
2. 小零細事業者にとって、人材不足が深刻です。求人事業者利用料(初期登録、翔かい自費用、定着費用)への支援策を検討して下さい。
3. 中小零細企業者に対し、賃金形態の底上げができる等に「生産性向上」とは切り離れた支援策を拡充して下さい。
4. 公務公共関係職場には、会計年度任用職員や非正規や派遣労働者などが多く存在します。
審議委員の選任に当たっては、私たちの代表も加え、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにして下さい。
5. 近年において最賃の影響率が高まったいる状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。いくつかの地方審議会において実施されている当事者や当該の組合・団体が行う意見陳述の機会を東京の審議会においても実行して下さい。

東京最低賃金審議会 御中

2023年7月19日

東京都豊島区南大塚2-33-10

東京自治体労働組合総連合

現業評議会議長 山口 純一

意見書

物価高騰に伴う実質賃金が大きく落ち込む中、暮らしと労働の実態を反映した審議を尽くし、最低賃金の大幅引き上げを要請します。

[要望書趣旨]

日頃より国民・労働者の生活を守るためのご奮闘に心から感謝申し上げます。厚生労働省が7日発表した5月の毎月勤労統計調査(速報値)によると、実質賃金は前年同月比1.2%減少となり、14カ月連続のマイナスとなりました。6月から電気料金が14~42%の値上げとなり、経済産業省は標準的な家庭で昨年11月分と比べ、東京電力管内で約1万5,000円から値上がりして、約1万7,000円になると試算しています。政府は1月から電気料金の一部を負担していますが、この負担も9月には半額となり、10月以降は未定の状況です。

地公法の中で、職員の給与決定要素の最初に掲げられているのは「生計費」です。東京都区部の2023年1月の消費者物価指数は、前年同月比で4.4%上昇、前月比でも0.7%の上昇となっています。食品や電気代など生活する上で欠かせないものが、高騰し職員の生活を脅かす状況の中で、全国一の生計費負担を強いられている東京の生活実態を正確に反映させることを強く要請します。

自治体職場で働く会計年度任用職員は、自治体の様々な仕事に従事し、「住民福祉の向上」に欠くことのできない担い手にもかかわらず、低い報酬や休暇制度については、自治体ごとに異なり、結果として労働条件が劣悪な状況を生み出しています。地域住民の生活に欠かせない各種の自治体業務に、安心して長く働き続けるためにも、最低賃金を大幅に引き上げ、仕事の専門性に見合う処遇を実現していくことが必要です。

日本経済の真の再生には、大企業優遇の不公正是正を是正すること、労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、中小企業への支援策を抜本的に拡充すること、そして全国一律最低賃金制度とすることが必要です。

[要請項目]

1. 東京で早期に時給 1500 円の実現へ、大幅な最賃額の改定をして下さい。
2. 小零細事業者にとって、人材不足が深刻です。求人事業者利用料(初期登録、翔かい自費用、定着費用)への支援策を検討して下さい。
3. 中小零細企業者に対し、賃金形態の底上げができる等に「生産性向上」とは切り離れた支援策を拡充して下さい。
4. 公務公共関係職場には、会計年度任用職員や非正規や派遣労働者などが多く存在します。
審議委員の選任に当たっては、私たちの代表も加え、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにして下さい。
5. 近年において最賃の影響率が高まったいる状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。いくつかの地方審議会において実施されている当事者や当該の組合・団体が行う意見陳述の機会を東京の審議会においても実行して下さい。

2023年7月18日

東京地方最低賃金審議会 御中

東京自治労連女性部 部長 杉森 知子
〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
TEL 03-5940-7951 FAX 03-5940-7957

最低賃金の大幅引き上げで 持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を

意見

1. 物価高騰に負けない最低賃金の大幅引き上げを行うこと
2. 経済的な原因が結婚・出産等を妨げることをないよう、最低賃金の大幅な引き上げを行うこと
3. 男女賃金格差を解消することにつながる最低賃金の大幅引き上げを行うこと

意見理由

<物価高騰に負けない最低賃金の大幅引き上げを行うこと>

エネルギーをはじめ食品に至るまでの物価高騰は生活や命に影響しています。うだるような暑さの中でもエアコンを我慢する、食べたい物を我慢するなどしています。とりわけ、非正規労働者など、最低賃金そのまま適用されている者は我慢の限界です。

<経済的な原因が結婚・出産等を妨げることをないよう最低賃金の大幅な引き上げを行うこと>

結婚の壁は年収300万円とも言われます。収入が不安定な非正規労働者からは、「食べていくのに精一杯、結婚するとか、子どもを産むことは到底考えられない」という声もあがっています。

憲法で定められている婚姻の自由を経済的な原因が妨げることがあってはなりません。

<男女賃金格差を解消することにつながる最低賃金の大幅引き上げを行うこと>

女性労働者の約6割は非正規雇用で働き、その年収は200万円以下です。男女の賃金格差は大きいものがあります。男性労働者の賃金を100とした場合、女性労働者は75.7、非正規労働者は3割を超えないという水準です。現役時代の賃金格差は将来の年金額にも反映しますし、男性の賃金も引き下げています。

7時間働けば普通に暮らせる賃金、残業しなくても暮らせる賃金を保障するために、最低賃金の大幅引き上げを求めます。

以上

東京最低賃金審議会 御中

2023年7月20日

東京都豊島区南大塚 2-33-110

東京春闘共闘会議

代表 矢吹 義則

意見書

物価高騰に伴う実質賃金が大きく落ち込む中、暮らしと労働の実態を反映した審議を尽くし、最低賃金額の大幅引上げを要望します

[要望趣旨]

日頃より国民・労働者の生活を守るためのご奮闘に心より感謝申し上げます。4月の毎月勤労統計調査（速報）によると、実質賃金は前年同月比マイナス3.0%減となり13カ月連続でマイナスとなりました。6月からは電気料金が14~42%の値上げとなり、経済産業省は標準的な家庭で去年11月分と比べ、東京電力管内で1万4444円から14%値上がりして1万6522円になると試算しています。政府は1月から電気料金一部負担をしていますが、これも9月には半額、10月以降は未定です。

国民春闘共闘委員会（全労連、純中立労組懇、地方共闘などで構成）は23春闘賃上げ集計（5月25日）を発表しましたが、単純平均6678円（2.55%）加重平均6410円（2.25%）の引上げになっています。4月の消費者物価（総合指数=2020年を100として105.1）は、前年同月比は3.5%も上昇し賃上げ額を上回るものにはなっていません。労働組合組織率は16.5%、圧倒的な未組織とされる中小事業下で就労する労働者の生活困窮は想像に難くありません。

私たちが行った「パート・アルバイト募集時給調査」（22年10月実施、調査件数2393件）では、募集平均時給は全都で1178円（昨年比+17円）、23区で1196円（昨年比+19円）、三多摩エリアで1143円（昨年比+17円）となりました。この調査は19年間続け経年的に分析していますが、かつては最賃額にプラス2割を超す水準にあったものが、近年は1割程度で推移している傾向となっています。また東京春闘傘下の日野労連が行った2月調査（「ショッピングモール（日野市）のテナント募集時給調査（42社）」では、東京最賃1072円が11社、1100円未満が全体の23社（54.8%）を占め、さらに1100円以下とすると34社（81%）になりました。平均時間給額は1110円、最賃額からわずか2.61%近傍で就労する労働者が圧倒的多数となっています。

日本経済の真の再生には、大企業優遇の不公正税制を是正すること、労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、中小企業への支援策を抜本的に拡充すること、そして全国一律最低賃金制度とすることが必要です。

次の点を考慮して審議されることを求め、東京春闘共闘会議の意見とします。

[要望項目]

1. 東京で早期に時給 1500 円の実現へ、大幅な最賃額の改定をしてください。
2. 小零細事業者にとって人材不足が深刻です。求人事業者利用料（初期登録、紹介時費用、定着費用）への支援策を検討してください。
3. 中小零細事業者に対し、賃金体系の底上げができるように「生産性向上」とは切り離れた支援策を拡充してください。
4. 東京春闘共闘会議には非正規・パートアルバイトなどを多く組織している組合や多様な職業の従事者を組織する組合が所属しています。
審議委員の選任にあたっては私たちの代表も加え、より広い産業・職業、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにしてください。
5. 近年において最賃の影響率が高まっている状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。幾つかの地方審議会において実施されている当事者や当該の組合・団体が行う意見陳述の機会を東京の審議会においても実行してください。

以上

最低賃金の大幅引き上げで 持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を

2023年度最低賃金額改定の目安審議にむけた意見書

意見

1. 物価高騰に負けない最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
2. 誰もが希望を持って結婚・妊娠・出産・子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。
3. 男女賃金格差＝差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。

①低賃金、物価高騰による生活苦について

コロナ禍と昨年から続く物価高騰によって、とりわけ非正規労働者の多い女性や若者の生活がさらに苦しくなっています。労働組合などが各地で取り組んでいるフードバンクにはシングルマザーをはじめ、女性も多く来場している実態があります。

私立学校でも、保護者が経済的に苦しい家庭が増えています。コロナ禍で家計支える保護者の会社が業績不振になり離職、転職をしたり、職を失う保護者もいます。

また、シングルマザーで働きながら子どもを通学させている保護者もいますが、非正規労働に従事する事を余儀なくされコロナ禍の企業業績不振の影響を大きく受けやすい状況にあります。

就学支援金は学費の負担を軽減していますが、施設費、教材費などは対象になっておらず、家計が苦しい家庭が多くあります。

昨年と同程度の引き上げでは到底足りません。最低賃金1,500円の早期実現が必要です。

②持続可能な社会に向けて

年間出生率が初めて80万人を切りました。大きな理由是非婚化、収入が不安定な非正規労働者からは、結婚や子どもを持つことは考えられないといった声があがっています。

将来展望が持てる安定した賃金は、本人の選択肢の幅を広げるだけでなく、持続可能な社会にもつながります。そのためにも最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

③男女の賃金格差解消のために

男性労働者の賃金を100とした場合、女性労働者（正規）は75.7、非正規労働者では3割を超えない水準です。

第1子出産後に約半数の女性は職場を去っています。一度やめると、なかなか正規雇用で働きません。

女性労働者の賃金を引き上げていくことは労働者全体の賃金引き上げにつながります。

④ジェンダー平等

ジェンダーギャップ指数は毎年低下しています。2023年度は146カ国中125位でした。特に政治や経済分野での遅れが顕著で、経済分野では123位です。これは同一労働における男女の賃金格差や、推定勤労所得の男女格差が大きく影響しています。

これは、男性は働き、女性が家事労働を担うという「性別役割分担」の考えが残っていることが背景にあります。

どのような働き方をするかは個人個人の自由な選択に委ねられるもので、性的役割分担を強要することは個人の尊厳を否定するものです。誰もが、同じ労働に就くと同じ賃金を得られるようにすることが必要です。

誰もが安心して働き続けるためには、長時間労働の解消とともに、残業をしなくても暮らせる賃金の実現が不可欠です。それを保障するためにも最低賃金の大幅引き上げが必要です。

⑤その他

東京春闘共闘会議が行った「パート・アルバイト募集賃金調査」（22年10月調査）によると、募集時給は全都で1,178円です。かつては最賃額にプラス2割を超える水準にあったものが、近年は1割程度で推移しており、最賃近傍で働く労働者が増えています。

日本経済の再生には、大企業優遇の不公平な税制の是正や労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、中小企業支援策を抜本的に拡充することが必要です。

2023年6月30日

東京地方最低賃金審議会 御中

東京地方医療労働組合連合会（東京医労連）

執行委員長 嘉瀬 秀海

〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5

日本医療労働会館 6階

TEL 03 (3872) 7191

FAX 03 (3876) 3173

早期に最低賃金時給 1,500 円以上の実現を

最低賃金額改定にむけた意見書

貴審議会の活動に対し、心より敬意を表します。

私たち東京地方医療労働組合連合会（略称：東京医労連）は、都内の医療・介護・福祉施設ではたらく仲間が集まり活動している労働組合です。

今年度の最低賃金額の改定にあたり、以下の点をふまえて審議を行っていただくとともに、早期に東京都の最低賃金の時間額 1,500 円以上の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症発生から 3 年が経過し、感染症法第 5 類へ引き下げられたものの、医療・介護・福祉の現場では感染対策が緩まることもなく、引き続き労働者の行動制限も続いています。コロナ禍以前より人手不足の中、気力も体力も限界を超えた中で、国民のいのちと健康をまもるため現在も奮闘しています。また、ロシアによるウクライナへの軍事侵略などによる原材料や原油価格の高騰、急激な物価上昇が国民生活を襲っています。

そのような中、30 年以上実質賃金は上がることなく経過し、最低賃金においても大幅な改善はありません。医療・介護・福祉現場では、岸田政権によりケア労働者の賃上げを打ち出しましたが、いずれも対象が限定的であり、介護部門においては利用者負担に跳ね返る結果となるため請求抑制が生まれ、人手不足を解消する基本賃金の改善には繋がっていません。また、医療・介護・福祉の職場で働く非正規職員の中では、最低賃金近い時給で働く労働者もおり、コロナ禍での過酷な労働実態に見合う賃金にはなっていない状況があります。

最低賃金法第 1 条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的にする」とあります。

労働者は働いて得た賃金でしか生活を営むことができません。非正規雇用や低賃金の労働者が増え続けるいま、賃金の底上げを図らないと消費も伸びず、景気も回復できません。また、将来にわたり貧困連鎖が続く要因になります。また、現状の男女間の賃金格差がある中で、わが国の最低賃金では、憲法 13 条・25 条で保障された、個人が尊重され健康で文化的な生活、労働基準法にある、人たるに値する生活を保障するものとはなっていません。

あらためて最低賃金法第 1 条の目的に沿って早期に東京都の最低賃金 1,500 円以上の実現を求めるものです。

以上

2023年7月6日

東京地方最低賃金審議会 御中

東京地方医療労働組合連合会（東京医労連）

女性部 役員一同

〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5

日本医療労働会館 6階

TEL 03 (3872) 7191

FAX 03 (3876) 3173

最低賃金の大幅引き上げで
持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を
2023年度最低賃金額改定にむけた意見書

意見

1. 物価高騰に負けない最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
2. 誰もが希望を持って結婚・妊娠・出産・子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。
3. 男女賃金格差＝差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
4. 地域間格差をなくし、全国一律最賃1,500円を実現すること。

意見理由

新型コロナウイルス感染症発生から3年以上が経過し、感染症法第5類へ引き下げられたものの、医療・介護・福祉の現場では感染対策が緩まることもなく、国民のいのちと健康をまもるため現在も奮闘しています。また、ロシアによるウクライナへの軍事侵略などによる原材料や原油価格の高騰、急激な物価上昇が国民生活を襲っています。

そのような中、30年以上実質賃金は上がることなく経過し、最低賃金においても大幅な改善はありません。また、医療・介護・福祉の職場で働く非正規職員の中では、最低賃金に近い時給で働く労働者もあり、コロナ禍での過酷な労働実態に見合う賃金にはなっていない状況があります。

最低賃金法第1条には、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的にする」とあります。

非正規雇用や低賃金の労働者が増え続けるいま、賃金の底上げを図らないと消費も伸びず、景気も回復できません。また、将来にわたり貧困連鎖が続く要因になります。また、現状の男女間の賃金格差がある中で、わが国の最低賃金では、憲法13条・25条で保障された、個人が尊重され健康で文化的な生活、労働基準法にある、人たるに値する生活を保障するものとはなっていません。

あらためて最低賃金法第1条の目的に沿って早期に東京都の最低賃金1,500円以上の実現を求めます。

以上

東京最低賃金審議会 御中

2023年7月20日
東京都豊島区南大塚 2-33-10
東京地方労働組合評議会
議長 矢吹 義則

意見書

物価高騰に伴う実質賃金が大きく落ち込む中、暮らしと労働の実態を反映した審議を尽くし、最低賃金額の大幅引上げを要望します

[要望趣旨]

日頃より国民・労働者の生活を守るためのご奮闘に心より感謝申し上げます。4月の毎月勤労統計調査（速報）によると、実質賃金は前年同月比マイナス3.0%減となり13カ月連続でマイナスとなりました。6月からは電気料金が14~42%の値上げとなり、経済産業省は標準的な家庭で去年11月分と比べ、東京電力管内で1万4444円から14%値上がりして1万6522円になると試算しています。政府は1月から電気料金一部負担をしていますが、これも9月には半額、10月以降は未定です。

国民春闘共闘委員会（全労連、純中立労組懇、地方共闘などで構成）は23春闘賃上げ集計（5月25日）を発表しましたが、単純平均6678円（2.55%）加重平均6410円（2.25%）の引上げになっています。4月の消費者物価（総合指数=2020年を100として105.1）は、前年同月比は3.5%も上昇し賃上げ額を上回るものにはなっていません。労働組合組織率は16.5%、圧倒的な未組織とされる中小事業下で就労する労働者の生活困窮は想像に難くありません。

私たちが行った「パート・アルバイト募集時給調査」（22年10月実施、調査件数2393件）では、募集平均時給は全都で1178円（昨年比+17円）、23区で1196円（昨年比+19円）、三多摩エリアで1143円（昨年比+17円）となりました。この調査は19年間続け経年的に分析していますが、かつては最賃額にプラス2割を超す水準にあったものが、近年は1割程度で推移している傾向となっています。また東京春闘傘下の日野労連が行った2月調査（「ショッピングモール（日野市）のテナント募集時給調査（42社）」）では、東京最賃1072円が11社、1100円未満が全体の23社（54.8%）を占め、さらに1100円以下とすると34社（81%）になりました。平均時間給額は1110円、最賃額からわずか2.61%近傍で就労する労働者が圧倒的多数となっています。

日本経済の真の再生には、大企業優遇の不公正税制を是正すること、労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、中小企業への支援策を抜本的に拡充すること、そして全国一律最低賃金制度とすることが必要です。

次の点を考慮して審議されることを求め、東京春闘共闘会議の意見とします。

[要望項目]

1. 東京で早期に時給 1500 円の実現へ、大幅な最賃額の改定をしてください。
2. 小零細事業者にとって人材不足が深刻です。求人事業者利用料（初期登録、紹介時費用、定着費用）への支援策を検討してください。
3. 中小零細事業者に対し、賃金体系の底上げができるように「生産性向上」とは切り離れた支援策を拡充してください。
4. 東京春闘共闘会議には非正規・パートアルバイトなどを多く組織している組合や多様な職業の従事者を組織する組合が所属しています。
審議委員の選任にあたっては私たちの代表も加え、より広い産業・職業、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにしてください。
5. 近年において最賃の影響率が高まっている状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。幾つかの地方審議会において実施されている当事者や当該の組合・団体が行う意見陳述の機会を東京の審議会においても実行してください。

以上

2023年7月14日

東京地方最低賃金審議会 御中

東京地方労働組合評議会女性センター
議長 結城 裕子
〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
TEL 03-5395-3171 FAX 03-5395-3240

東京の最低賃金確定にむけての意見

最低賃金の大幅引き上げで 持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を

実質賃金が低下しているなかでの物価高騰で、家計は悲鳴をあげています。私たちは賃下げなしの労働時間短縮を求めています。残業や副業を認めて欲しいとの声が労働者から出てくるほどです。女性労働者の約6割は非正規雇用で働き、その年収は200万円以下です。賃金の底上げとなる最低賃金の引き上げは、待ったなしの要求です。

最低賃金は、企業の支払い能力だけで決められるものではありません。中小零細企業にしっかりとした支援を行いながら、生計費原則に基づく水準へと引き上げていくことが持続可能な社会を作っていくためにも必要です。諸外国では物価高騰分を超える最低賃金の引き上げを政府主導で行っています。最低賃金の引き上げは貧困と格差の解消のみならず、地域経済の回復にもつながります。

東京の最低賃金1072円では人間らしい暮らしをすることはできません。ぜひ私たちの意見を聞いて頂き、最低賃金の大幅な引き上げをお願いします。

意見

1. 物価高騰に負けない最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
2. 誰もが希望を持って結婚・妊娠・出産・子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営める最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。
3. 男女賃金格差＝差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。

意見理由

<低賃金、物価高騰による生活困窮の打開のために>

4月の毎月勤労統計調査（速報）によると、実質賃金は前年同月比マイナス3.0%減と、13ヶ月連続でマイナスとなりました。昨年も食料品をはじめとした値上げが続出しましたが、この6月からも電気料金が14～42%も引き上げになっています。昨年から続く物価高騰で、とりわけ非正規労働者の多い女性や若者にしわ寄せがきています。労働組合が各地で行っているフードバンクには、シングルマザーを始めとして女性が多く来場している実態があります。

最低賃金が1500円になれば、「病院に行ける」「まともな食事がとれる」「切り詰めて少しは貯えができる」など、切実な声があがっています。昨年と同程度の引き上げ額では、低賃金と昨年からの続く物価高騰による生活困窮を打開できません。中小企業への支援をしっかりと行いつつ、最低賃金の時間

額1500円の早期実現が必要です。

<持続可能な社会にするために>

2022年の合計特殊出生率は過去最低の1.27、年間出生数も初めて80万人を割りました。その原因の大きな理由は非婚化で、結婚の壁は年収300万円とも言われています。収入が不安定な非正規労働者からは、「食べていくのに精一杯、奨学金返済もある。結婚するとか、子どもを産むことは到底考えられない」という声もあがっています。女性労働者の約6割は非正規雇用で働き、その年収は200万円以下です。

将来への希望のみえる働き方や安定した賃金は、本人の選択の幅を広げるだけでなく、持続可能な社会にも繋がります。経済的安定の最低ベースをつくる最低賃金を大幅に引き上げていくことは、持続可能な社会を作っていくためにも必要です。

<男女の賃金格差解消のために>

この間、女性版骨太方針2023等で、男女賃金格差の公表義務の拡大などが検討されてきています。課題の把握・分析、結果をふまえた是正などは今後の課題ではありますが、現状、男女の賃金格差は大きいものがあります。その格差は男性労働者の賃金を100とした場合、女性労働者は75.7、非正規労働者は3割を超えないという水準です。生涯賃金を比較すると1億円もの格差になると言われており、現役時代の賃金格差は将来の年金額にも反映します。

男女賃金格差の要因には、男性と比べて女性の勤続年数が短いこと、管理職に女性がまだまだ少ないことなどがあげられます。仕事と子育てを両立しにくい現状にあるため、第一子出産後に約半数の女性労働者が職場を去り、一度職場を辞めると正規雇用での再就職が困難になってしまいます。

男女の賃金格差や待遇格差は、女性や当事者だけの問題ではありません。女性労働者の低賃金が男性の賃金も引き下げています。女性労働者をはじめ、労働者全体の賃金を引き上げていくためにも、最低賃金を1500円にしていくことが必要です。

<ジェンダー平等の観点からも最低賃金の引き上げが必要>

世界経済フォーラムが2023年6月に発表したジェンダーギャップ指数では、日本は世界146カ国中125位と、過去最低になりました。特に政治・経済分野での遅れが顕著です。

遅れている背景には、①男女雇用機会均等法（1985年制定）の罰則規定が不十分かつ間接差別の規定と禁止がないなど、女性差別の是正が不十分であること。②基礎年金に専業主婦を対象とする第3被保険者を創設したこと（1986年）や、③配偶者控除を導入したこと（1987年）が、専業主婦の老後を支える一方で、「男性が家計の中心を担い、女性は家族のケアをすべき」という性別役割分担につながってきたことなどがあると考えられます。そのため、男性は長時間労働、女性は非正規労働に押しとどめる方向に働き、年収の壁が発生するなど、構造的な差別を生み出しています。

誰もが安心して働き続けるためには、構造的な差別の是正や長時間労働の解消とともに、実働で7時間働けば普通に暮らせる賃金の実現が不可欠です。世界の基準を日本の当たり前、残業しなくても暮らせる賃金を保障するためにも、最低賃金の大幅引き上げが必要です。

以上

2023年7月19日(水)

東京地方最低賃金審議会 御中

(団体名) 東京地方労働組合評議会青年部協議会 (東京地評青年協)
〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2-33-10
TEL03-5395-3171 FAX03-5395-3240
(代表者名) 議長 千保 法之

東京で早期に最低賃金時給 1,500 円の実現を ＝2023 年度最低賃金額改定にむけた意見書＝

貴審議会の活動に対し、心より敬意を表します。

私たちは、東京地評(40万人の組合員が加盟する労働組合)に加盟する産業・地域の労働組合青年部員でつくる東京地評青年協です。都内で働く労働者の権利向上と労働条件の改善、安心して暮らせる社会を目指し、活動しています。

今年度の最低賃金額の改定にあたり、以下の点を留意して審議を行っていただくとともに、都内に働く労働者の賃金底上げのため、最低賃金の時間額 1,500 円の実現を求めます。

<押し寄せる物価高騰の波>

5月の消費者物価指数は、変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が104.8となり、前年同月比で3.2%上昇となりました。21カ月連続で前年同月を上回っており、高水準での推移が続いています。

また、民間信用調査会社の帝国データバンクによると、今年すでに値上げしたか、今後の値上げを予定する食品を合計すると約2万9000品目となり、昨年を上回る見通しです。

国民全体へ物価高騰の波が押し寄せ、家計を圧迫し続けています。最低賃金の引き上げによる家計への支援はまったなしです。

<非正規労働者の8割が賃上げなし>

物価が引きあがる一方で、賃金は据え置かれたままです。たしかに、大企業労働者を中心とする労働組合・連合は月11,114円(3.70%)の賃上げを獲得することができましたが、中小企業や公務労働者を組織する全労連・国民春闘共闘会議は月5,645円(2.07%)の賃上げで、4月の定期昇給による例年通りの賃上げ額にとどまりました。

非正規労働者は深刻です。非正規春闘実行委員会が実施した調査(回答数507件)によれば、今年2月末までに「賃金が引き上げられた」あるいは「賃金の具体的な予定が伝えられた」と答えた割合は10%未満であり、「賃金の引き上げはされておらず、その予定も伝えられていない」と答えた割合は約8割にのぼっています。最賃近傍で働く非正規労働者の8割が賃上げがありません。

岸田首相が「最重要課題」とした賃上げ政策による恩恵は、大企業正社員に限られたものであり、最賃当事者にはまったくと言っていいほど波及していません。

本当に賃金を引き上げるのであれば最低賃金の大幅引き上げこそ必要です。引き上げは、契約社員、派遣社員として働く労働者が多い20代、30代の青年労働者に

直接の生活改善につながります。

<生計費から考える最低賃金 1,500 円の妥当性>

昨年 11 月に東京地評青年協などが原宿駅で 10～20 代の青年を対象に行ったシールアンケート（81 人が回答）では、99%が最賃引き上げを求めるとともに、「最低賃金は 1500 円以上必要」と回答したのが 83%と、最も高い結果となりました。

昨年実施した東京地評の「生計費試算調査」で、25 歳の青年労働者が、東京でふつうに暮らすためには時給 1,500～1,700 円以上必要ということが科学的に証明されたように、生計費から賃金を考えれば最低賃金 1,500 円は妥当です。

政府が発表した骨太方針 2023 では、最低賃金を全国平均で時給 1,000 円にする方針を示していますが、時給 1,000 円では到底安定した生活を送ることができないことは明らかです。いま求められるのは、生計費を根拠とした最低賃金の議論です。

東京都の最低賃金が、健康で文化的な最低限度の生活を送るに足るかどうか、人たるに値する生活を保障するものかどうかという観点から審議していただくとともに、東京で早期に最低賃金 1,500 円の実現を求めます。

<最低賃金の引き上げは、中小企業支援とセットで>

今年 4 月に、中小企業団体などが公表した「最低賃金に関する要望」では、「中小企業が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進をすること」を政府に要望しています。

中小企業が最賃引上げに積極的に踏み出せない根本には、日本政府の中小企業支援が、他の先進国と比較しても「雀の涙」である実態があります。中小企業者の最低賃金引き上げを困難にさせているのは、消費税など税負担の増大です。中小企業経営を守るためにも、消費税や年々上がる社会保険料など、税負担の減免こそ急ぐべきです。

最低賃金の引き上げとともに、中小企業への支援を強化するべきです。

TOKYO YOUTH WORKERS

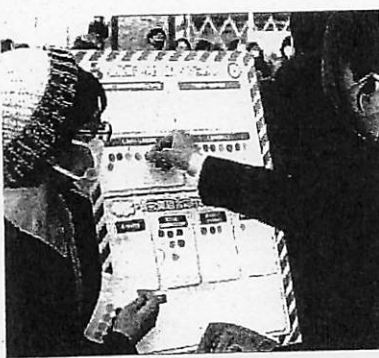
東京地評青年協 機関紙 第18号 / 2022年12月14日(水)発行 / 東京地評青年協 〒170-0005 東京都豊島区南大塚2丁目33-10 ラパスビル東京労働会館 6F

2022
11.6

東京ジャック

を原宿で開催しました!

#東京ジャック



アンケートに協力してくれた方にはオリジナルタオルをプレゼント

東京地評青年協など全都の労働組合青年部でつくる「東京ジャック」実行委員会は11月6日(日) 14:00～15:30、JR原宿駅東口前で「東京ジャック(青年大宣伝行動)」を行い、23組織から青年組合員等67人が参加しました。参加者は「TOKYO JACK」と書かれたお揃いのシールをマスクにつけながら、リレートークやシールアンケート、チラシ配布、プラカードアピールを行いました。

LABOR UNION IS STRONGEST
労働組合最強



ゲストとしてスピーチをした藤田孝典さん

リレートークでは、「#労働組合最強説」をテーマに、ゲストの藤田孝典さんをはじめY世代やZ世代の青年組合員等11人がスピーチ。街行く同世代の青年に向けて、労働組合の魅力や、労働組合に入って勝ち取った成果をアピールしながら、「労働組合に入ろう」と訴えました。

99%が最賃引き上げを求めめる

青年シールアンケート

シールアンケートでは、街行く青年に声をかけ、質問に対してシールを貼って回答してもらいました。

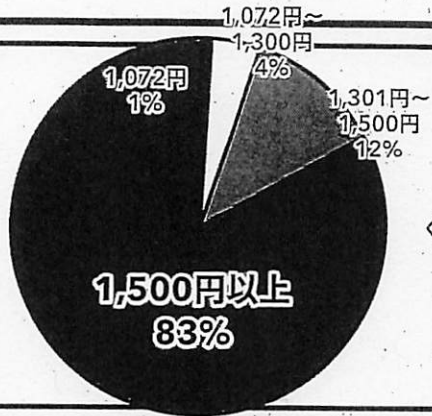
りました。

▼「最低賃金いくら必要？」の質問(81人が回答)には、「1500円以上(83%)」の回答が最も高く、次いで「1300～1500円(12%)」、「1072～1300円(4%)」、「1072円以下(1%)」と回答しました。現行最賃以上が必要と回答した人の合計は99%(80人)に上

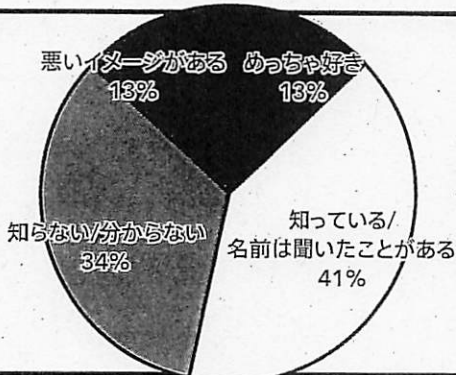
▼「労働組合に対するイメージ」の質問(56人が回答)には、「名前が聞いたことがある(41%)」の回答が最も高く、次いで「知らない・分からない(34%)」、「めっちゃ好き(13%)」、「悪いイメージがある(13%)」と回答しました。

▼「労働組合に期待すること」の質問(104人が回答)には、「給料UP(37%)」の回答が最も高く、次いで「パワハラ・セクハラをなくす(15%)」、「労働時間を短くする(13%)」、「休みを多くする(12%)」、「政治を変える(10%)」、「解雇・雇い止めをさせない(6%)」、「期待していない(4%)」、「その他(以下、自由記載)(4%)」と回答しました。

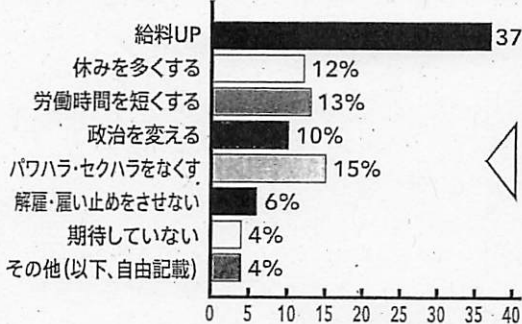
Q 最低賃金(81人が回答)
いくら必要?



Q 労働組合に対するイメージ(56人が回答)



Q 労働組合に期待すること(104人が回答)



江東区労連青年部

パートアルバイト賃金調査

江東区労連青年部は9月25日、15回目パートアルバイト賃金調査を江東区内で行いました。10人が参加し、亀戸・門仲・豊洲と3コースに分かれて求人広告を調査しました。

195件の求人を調査し、区内平均時給は1136円(前年比プラス45円)という結果になりました。また、昨年の調査件数108件に対して今回は195件と増加したのは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置といった営業規制がなくなり、営業活動を再開させるお店が増えたことが要因だと考えられます。安定した雇用と最低賃金の引き上げ、中小企業支援の実現が急務であると実感しました。

調査後は、その結果をもとに例年11月に実施している亀戸労働基準監督署やハローワーク木場、東京都労働相談情報センター亀戸事務所と青年部独自の要請・懇談行動を行ないます。



東京医労連青年部

代表者会議

東京医労連青年部は2022年11月23日(水・祝)に『第32回 青年代表者会議』を行いました。参加者は3組合8名でした。来賓として東京地評青年協からは議長の千保さんに挨拶をいただきました。

1年間の総括では、今後の企画・運営に活用できるよう『青年部アンケート』を実施した事や、コロナ禍以来3年ぶりの実参加企画となった『平和学習/ボウリング交流会』で多くの参加者があった事などを振り返りました。これらの経験を活かし次年度も多くの青年と繋がり、運営に結集できるようがんばろうと気持ちを新たにしました。

会議後は『ワードウルフ』や『ito』などを用いたボードゲーム交流会を開催しました。今回が企画初参加となった青年2名にも楽しんでもらう事ができ、たいへん盛り上がる交流会となりました。



東京地評青年協憲法学習会(仮題)のお知らせ

日時：2023年2月12日(日) 13:30～
場所：ラバスホール(オンライン併用)
参加費無料、交流企画も準備中。

2023年7月13日

東京地方最低賃金審議会 御中

東京都豊島区南大塚 2-33-10
東京労働会館 6階
東京地方労働組合評議会
パート・非正規労働者連絡会
代表 齋藤 誠

東京で人間らしく暮らすためには最低賃金の大幅引き上げが必要で 全国一律最低賃金 1,500 円以上を求める意見書

首都東京の働く人々の生活保障としての最低賃金の設定にご尽力されていることに、心より敬意を表します。

私たちの切実な声を受け止めてください!!

私たち東京地評パート・非正規労働者連絡会は6月24日、最低賃金1,500円以上の世論を広げるため、ツイッターデモに取り組みました。そこには、当事者から切実な実態と声が寄せられました。

- 10年以上東久留米市の保育園で働いています。いま会計年度任用職員の時給は1,133円ですが、ケア労働者の処遇改善で去年2月1,102円になり、今年の引上げは最賃アップの31円分だけです。最賃1,500円は、やりがいの源になります。(60代・女性)
- 新宿区の路上喫煙パトロールを委託で働いています。公契約条例で今年時給が1,080円から1,202円に引き上げられました。最賃1,500円になれば、自治体発注の仕事の賃金がアップします。働き続けられます。(60代・男性)
- シングルで、私一人で生活している。現在7年目ではたらいっているが、物価が上がり始め、今のままの給与だと生活が厳しく転職をせざる得ないと感じている。(区役所勤務・30代・女性)
- 生活保護の金額より月収基本給が少ないのは納得いかない。定期昇給もなく、退職金もなく賃金面で差別を感じる。労働組合の活動のおかげで一時金や継続雇用が実現した。次は最賃1,500円だ。(60代・女性・事務)
- 最低賃金1500円になれば、アルバイトで精一杯になるような大学生活は変わります。スーパーで一番安い食材を買ったり、お風呂の湯船を張らず節約するという生活から抜け出せます。少しでもゆとりのある豊かな生活に向けて最賃を上げてください!(20代・女性)

世界に後れをとる日本の最低賃金

2023年7月1日付の『朝日新聞』は、「韓国より1割低め・豪州の半分以下 最低賃金日本の低さ鮮明」との見出しで、「海外の先進国と比べ、日本の最低賃金(時給)の低さが際立ってきた」

「円安も進んでいるため、円換算で見ると日本の最低賃金は英独仏といった主要先進国だけでなく、韓国よりも低く、豪州と比べると2分の1以下になっている。」と対比のグラフをつけて報じています。

記事では、「日本の最低賃金は20年前は韓国の2倍以上あったが、今は961円(全国加重平均)と1割ほど下回る。」とし、米国内の最低賃金の水準を報じつつ、「海外の最低賃金が高い背景の一つに、決め方の違いがある。英国などでは、中央賃金の3分の2などといった中期的な目標を置いて、継続的に引き上げている。米国の23州のうち13州は物価水準に合わせて引き上げるしくみになっている。」と書き、物価高騰に見合う改定とともに、全国一律最低賃金の設定が必要であることを明らかにしています。

「全国加重平均 1,000 円」実現では物価高騰に追いつきません!

6月30日に開かれた中央最低賃金審議会で加藤勝信厚労相は、「全国加重平均1000円を達成する」とした政府方針を説明し、調査審議を求めました。その際加藤氏は「実質賃金をプラスにしていくことが重要だ」とのべましたが、昨年の最賃改定を「31円、3.3%増と過去最高の引き上げだった」と誇りましたが、「昨年度後半の消費者物価指数は前年同月比4~5%増で推移した」と述べ、物価高騰に追いついていないことも明らかにしました。「全国加重平均1,000円」を達成しても、引き上げ額は僅か39円、約4%増にとどまり、実質賃金は向上しません。

中小企業も最賃引き上げが必要と考えています

日本商工会議所・東京商工会議所が2023年3月28日に発表した「最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査」では、2023年度の最低賃金について「引き上げるべき」と回答した企業は42.4%となり、「引き下げるべき」「現状の金額を維持すべき」との回答(計33.7%)を上回っています。「引き上げるべき」とする理由では、「物価が上がっており、引上げはやむを得ない」とするのが89.3%と、物価高騰に見合う最低賃金の引き上げを支持する中小企業が増えています。

「人手不足」と回答した企業は64.3%あり、「魅力ある企業・職場づくり」には「賃上げの実施、募集賃金の引上げ」と回答した企業が66.3%あり、最低賃金の引上げに留まらない賃金水準の引上げが求められます。

2022年の最低賃金の引き上げへの対応では、「最低賃金を下回り、賃金を上げた」企業は38.8%ですが、その引上げ対象となった従業員の属性では、「パートタイム労働者(主婦パート、学生アルバイトなど)」が72.4%と圧倒的ですが、「正社員」が22.4%、「フルタイム・有期契約労働者」が19.6%との結果にみるように、最低賃金近傍で働く労働者が多数存在していることから、最低賃金の大幅引上げは地域経済の活性化に資することは明白です。

官製ワーキングプアをなくし、住民のために働く会計年度任用職員の処遇改善を

東京春闘共闘が毎年行っている「自治体キャラバン」において、今年度は自治体の会計年度任用職員の報酬額と最低賃金との関係についてアンケートが行われました。その結果を「一番低い時給と職種」、「会計年度任用職員の賃金の改定」、「最低賃金引き上げによる時給の引上げ」を

対比すると、「官製ワーキングプア」と言われる会計年度任用職員＝自治体非正規公務員の実態が分かります。東京都の2022年10月改定の最低賃金1,072円と同額か数円しか変わらない報酬の自治体が9区、7市町あることが分かりました。そのため、最低賃金改定に合わせて引き上げた自治体が15区22市町ありました。【別紙】

自治体の様々な仕事に従事し、「住民福祉の向上」に欠くことのできない担い手であるにもかかわらず、低い報酬や不十分な休暇制度が自治体ごとに異なり、結果として「官製ワーキングプア」を生み出しています。地域住民の生活に欠かせない各種の自治体業務に、安心して、長く勤めるためにも、最低賃金を大幅に引き上げ、仕事の専門性に見合う処遇を実現していくことが必要です。

物価高騰も受けて、最低賃金1500円実現が切実

出版業界には、出版社から全国の書店に本や雑誌を流通させることを担う取次会社があります。東京都北区にある流通センターで働く彼らの賃金は、東京都の最低賃金と同額の時給1072円です。1日8時間、週5日フルタイムで働いても年収は200万円程にしかならず、ダブルワークなどをしなければ、普通の暮らしをすることができません。

昼ご飯は、ワンコイン。ワンコインといっても500円ではなく、100円。カップ麺や菓子パン1つだけです。この物価高により100円で買うことも難しくなり、節約のために昼食を全く取らない方もいます。以前は、職場で弁当などの盗難が多発していた時期もありました。

出版取次の非正規労働者は、低賃金のため貯金ができず、親が入院したという知らせを聞いても、実家に帰省することができない場合が少なくありません。自宅の電球が切れても、給料日まで取り替えることができないという方もいます。

最低賃金近傍で働く非正規労働者にとって、最低賃金の引き上げは、本当に命と直結しています。

特にこの物価高では、最低賃金の大幅引き上げが喫緊の社会的課題です。

最低賃金1500円、全国一律最賃制を実現し、誰もが健康で文化的な生活を送れる社会にしてください。

以上

2022 東京春闘共闘 自治体キャラバン

| | 一番低い時給と職種 | 今年度、会計年度任用職員の賃金を変更したか | 最賃引き上げにより時給を上げたか |
|----|---|---|------------------------------|
| | 回答 | 回答 | 回答 |
| 1 | 時給:1086円 職種:スクール・サポート・スタッフ | 部分的に上げた ※引き上げた職種:スクール・サポート・スタッフ | 上げた(引き上げ額36円) |
| 2 | 時給:1077円 職種:調理補助、学校用務補助 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:事務補助、学校用務補助、調理補助、学童補助 | 上げた(引き上げ額42円) |
| 3 | 時給:1,101円 職種:一般事務補助員 のべ人数:353人 | 変更していない | 変更していない |
| 4 | 時給:1,249円 職種:事務支援員、都事務補助員 のべ人数:4人 | 変更していない | 変更していない |
| 5 | 時給:1,110円 職種:一般事務補助 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:一般事務補助、保育補助 | 上げた(引き上げ額60円) |
| 6 | 時給:1,075円 職種:事務補助 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:窓口・事務職員 | 変更していない |
| 7 | 時給:1,075円 職種:事務補助 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:事務補助、技能補助 | 上げた(引き上げ額25円) |
| 8 | 時給:1,076円 職種:用務・作業業務 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:一般事務補助、保育、児童指導、用務・作業、自動車整備士 | 上げた(引き上げ額35~47円) |
| 9 | 時給:1,083円 職種:事務補助Ⅱ のべ人数:6人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:事務補助Ⅱ | 上げた(引き上げ額33円) |
| 10 | 時給:1,110円 職種:一般事務 のべ人数:71人 | 変更していない | 変更していない |
| 11 | 時給:1,102円 職種:事務補助員 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:保育士(無資格) | 上げた(引き上げ額20円) ※保育士(無資格)のみ |

| | | | |
|----|--|--|--|
| 12 | 時給:1,258円 職種:学校業務補助員 のべ人数:12人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:保育園や児童館等で保育や児童指導に従事する会計年度任用職員 | 変更していない |
| 13 | 時給:1,083円 職種:プレワーカー のべ人数:3人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:プレワーカー、保健師、栄養士 | 変更していない |
| 14 | 時給:1,075円 職種:一般事務補助 のべ人数:112人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:一般事務補助、用務、調理 | 上げた(引き上げ額25円) |
| 15 | 時給:1,075円 職種:一般事務補助、都費学校事務 のべ人数:23人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:会計年度任用職員(臨時)のうち、一般事務補助、都費学校事務、用務 | 上げた(引き上げ額25円) |
| 16 | 時給:1,119円 職種:多くの職が該当するため省略 のべ人数:281人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:最低賃金等を踏まえ一般事務補助や保育補助など、一部の職に関し引き上げを行いました。 | 上げた(引き上げ額0~185円※職により引き上げ額は異なる) |
| 17 | 時給:1,052円 職種:天津わかしお学校業務員 のべ人数:6人 | ・部分的に上げた(東京都最賃引き上げにより) ※引き上げた職種:統計調査事務補助員、行政補助員、給与・福利厚生事務補助員、いたばし観光センター職員、保育充実職員、スクール・サポート・スタッフ、学校業務員、補充教職員 ・下げた(期末手当について0.15月減) ※職種の記載無し | 上げた(引き上げ額33円または36円) ※上記天津わかしお学校業務員は千葉県最低賃金適用のため変更無し |
| 18 | 時給:1,083円 職種:サポートスタッフ(事務) | 部分的に上げた 職種:サポートスタッフ(事務)、業務協力員 | 上げた(引き上げ額33円(一部職のみ)) |
| 19 | 時給:1,084円 職種:事務補助等 のべ人数:126人 | 変更していない | 変更していない |
| 20 | 時給:1,075円 職種:事務支援員等 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:事務補助員等 行(一)1-1号給が適用される職種、用務補助員等 行(二)1-19号給が適用される職種 | 上げた(引き上げ額25~26円) |

| | | | |
|----|--|---|------------------|
| 21 | 時給:1,075円 職種:登校サポーター のべ人数:96人(11/1時点) | 部分的に上げた ※引き上げた職種:登校サポーター | 上げた(引き上げ額9円) |
| 22 | 時給:1,075円 職種:チャレンジ雇用事業職員 のべ人数:5人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:事務補助員、学校用務員等 | 変更していない |
| 23 | 時給:1,080円 職種:事務補助員等 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:事務補助員、スクールサポートスタッフ等 | 上げた(引き上げ額30円) |
| 24 | 時給:1,090円 職種:一般事務、給食配膳員、用務員、スクールサポートスタッフ、事務職(都事務)、作業員(軽作業) のべ人数:1,295人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム、会計年度任用職員の一部を除いた全ての職種 | 変更していない |
| 25 | 時給:1,080円 職種:臨時事務員、臨時用務員、臨時学校給食配膳員) | 上げた(平均1%) | 上げた(引き上げ額は職種による) |
| 26 | 時給:1,050円(4月) 職種:一般事務 のべ人数:215人(4月) | 部分的に上げた ※引き上げた職種:一般事務、図書館事務 | 上げた(引き上げ額30円) |
| 27 | 時給:1,080円 職種:事務助手・宿日直員・用務助手・教育支援学級介助助手 のべ人数:234人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:事務助手、宿日直員、用務助手、作業助手、教育支援学級介助助手 | 上げた(引き上げ額30円) |
| 28 | | | |
| 29 | 時給:1,080円 職種:一般事務 のべ人数:452人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:【時間額制】一般事務、保育士(無資格)など | 上げた(引き上げ額30円) |

| | | | |
|----|---|---|------------------------------|
| 30 | 時給:1,080円 職種:一般事務、業務(用務・管理等)、業務員・業務員補助 のべ人数:240人 のべ日数:46,080日 のべ時間数:230,400時間 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:一般事務、業務(用務・管理等)、業務員・業務員補助、学校事務員、有資格者(教諭・幼稚園教諭)、学校給食配置員・学校給食代替配置員、学校給食調理補助員・学校給食代替調理補助員、保育士 | 上げた(引き上げ額10~20円) |
| 31 | 時給:1,080円 職種:事務補助員など のべ人数:198人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:事務員、事務補助員、障害児福祉相談員(相談支援専門員)、保育士(補助員)、子育てひろば業務の補助(無資格)、用務員・業務員、給食調理員 | 上げた(引き上げ額30円) |
| 32 | 時給:1,080円 職種:職種(一般事務(補助)、一般労務(補助)、生活指導補助員、保育補助員、子どもセンター補助員) | 部分的に上げた ※一般事務(補助)、一般労務(補助)、生活指導補助員、保育士(補助)、保育補助員、子どもセンター補助員 | 上げた(引き上げ額30円※一部職種のみ) |
| 33 | 時給:1,080円 職種:一般事務、用務等 のべ人数:157人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:時給制職員の時給を30円引き上げた | 上げた(引き上げ額30円) |
| 34 | 時給:1,080円 職種:一般事務(アシスタント職) のべ人数:23,196人 ※R3年度実績 | 上げた(平均2.16%、アシスタント職のみ) | 上げた(引き上げ額30円) ※R5.4.1改定予定 |
| 35 | 時給:1,048円 職種:事務補助 | 変更していない | 変更していない |
| 36 | | | |
| 37 | 時給:1,080円 職種:事務補助担当など のべ人数:764人 | 上げた(平均0.6%) | 上げた(引き上げ額10円) |
| 38 | 時給:1,080円 職種:一般事務員、保育補助員、図書館分室・図書土日カウンター員、図書配架、蔵書点検員、保育園給食調理員、学校給食配膳員、軽作業員、用務員 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:小中学校図書司書、小中学校事務職員、文書交換員、スクールサポートスタッフ、小中学校用務員、保育園用務員、保育士、一般事務員、保育補助員、図書館分室・図書土日カウンター員、図書配架、蔵書点検員、保育園給食調理員、学校給食配膳員、軽作業員、用務員 | 上げた(引き上げ額30円) |

| | | | |
|----|--|---|------------------|
| 39 | 時給:1,080円 職種:スクールサポートスタッフ のべ人数:10人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:スクールサポートスタッフ | 上げた(引き上げ額30円) |
| 40 | 時給:1,080円 職種:一般事務補助、学校給食・保健事務補助、公民館保育士(無資格)、用務補助、一般作業補助 のべ人数:41人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:一般作業、一般事務補助、学校給食・保健事務補助、公民館保育士(無資格)、用務補助、一般作業補助 | 上げた(引き上げ額20円) |
| 41 | | | |
| 42 | 時給:1,080円 職種:一般事務、用務員、調理員、作業員、運転手、運動指導補助員、つどいの広場アドバイザー補助、介助員、学校経営補助員、水泳指導補助員、スクールサポートスタッフ、部活動指導員、学習サポーター、理科支援員、学校図書マネージャー、家庭と子どもの支援員 のべ人数:288人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:一般事務・用務員・調理員・作業員・運転手・運動指導補助員・家庭と子どもの支援員・学習サポーター・理科支援員・介助員・学級経営補助員・水泳指導補助員・スクールサポートスタッフ・部活動指導員・学校図書マネージャー・つどいの広場アドバイザー補助 | 上げた(引き上げ額30円) |
| 43 | 記載無し | 部分的に上げた ※引き上げた職種:給食事務、一般用務、学校用務、給食調理、給食配膳、保育、児童厚生、交通擁護、中作業(営繕・雑草刈等) | 上げた(引き上げ額31円) |
| 44 | 時給:1,122円 職種:保育助手、調理助手、清掃作業(いずれも臨時) のべ人数:5人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:訓練介助会計年度任用職員 | 変更していない |
| 45 | 時給:1,041円 職種:チャレンジ雇用職員 のべ人数:6人 | 変更していない | 上げた(引き上げ額1,072円) |

| | | | |
|----|--|---|----------------|
| 46 | 時給:1,072円 職種:一般事務等 のべ人数:330人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:一般事務員、用務員、保育士、放課後児童支援員、児童館指導員、学童クラブ支援員、放課後子ども教室安全管理補佐員、給食調理員、学校給食配膳員、特別支援学級介助員、特別支援指導補助員、学校支援スタッフ、健康診断補助員、自動車運転手、教育補助員、学校図書館活性化推進員、児童相談員、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、子ども家庭支援相談員、司書、介護認定調査員、看護師、准看護師、助産師、栄養士、保健師、歯科衛生士、検査技師、理学療法士、介護支援専門員、年金相談員、中国残留邦人等支援相談員、投開票選挙補助事務員、手話通訳者、図書館司書、教育センター研究主事 | 上げた(引き上げ額:31円) |
| 47 | 時給:1,080円 職種:一般事務、給食作業員 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:一般事務、学校給食作業員等 | 上げた(引き上げ額:30円) |
| 48 | 時給:1,072円 職種:一般事務員等 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:一般事務員、外62種の職 | 上げた(引き上げ額31円) |
| 49 | 時給:1,072円 職種:事務補助員 のべ人数:220人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:事務補助員、廃棄物電話対応等事務補助員 | 上げた(引き上げ額31円) |
| 50 | 時給:1,080円 職種:一般事務補助等 のべ人数:169人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:一般事務員、給食作業員、学校事務員、図書館事務員等 | 上げた(引き上げ額30円) |
| 51 | 時給:1,073円 職種:事務補助、スクールサポートスタッフ、庁舎清掃員、図書館事務補助他業務補助、給食配膳員 のべ人数:46人 | 部分的に上げた ※引き上げた職種:専門職種3種を除く全ての職種 | 上げた(引き上げ額32円) |
| 52 | | | |
| 53 | 時給:1,130円 職種:一般事務補助員 | 上げた(平均2.5%) | 変更していない |

2023年7月8日

東京地方最低賃金審議会 御中

東京都教職員組合 女性部

部長 横山 美佳

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 エデュカス東京

TEL 03-3230-3891

東京の最低賃金確定にむけての意見

最低賃金の大幅引き上げで

すべての子どもたちに平等の教育を

止まることのない物価高騰の中、子どもの貧困と格差、自死がますます大きな社会問題になっています。また、家庭でのネグレクトや虐待も深刻な状態です。さらに、物価高騰で学用品が揃えられない、習い事へ通わせられないという家庭が増えています。その中でも、特に、一人親家庭への影響は大変大きくなっています。ヤングケアラーの問題も大きくなっています。また、男性よりも女性に多くの負担があるのが現状です。

一刻も早く、子どもたちの悩みや、困難を抱える児童や生徒の話聞き寄り添いながら対応できるよう、教職員を増やすことや保護者の大幅な賃上げが必要です。

学校の歯科検診などから、子どもの虫歯などの治療が放置されていることや、様々な場面で子どもたちの心や体の不調がわかることがあります。経済上の理由やネグレクトが原因ですが、保護者自身が健康的に生活・子育てできる環境のためにも、安心して生活できる賃金が必須です。給食の無償化は少しずつ進んでいますが、いまだに教育の無償化にはなっておらず、教育の関わる費用が物価高騰によりますます各家庭の負担になっています。

家庭収入による所得格差を解消するため、今すぐに最低賃金を引き上げることが必要です。ただちに最低賃金を1,500円以上に引き上げ、くらしと雇用を守ることが重要です。

2023年7月10日

東京地方最低賃金審議会 御中

八王子労連女性センター
代表 早船 智美

〒192-0056

東京都八王子市追分町 6-14

フォーラムはちおうじ 2F

東京の最低賃金確定にむけての意見

最低賃金の大幅引き上げで 持続可能な社会・ジェンダー平等の実現を

実質賃金が低下しているなかでの物価高騰で、家計は悲鳴をあげています。女性労働者の約6割は非正規雇用で働き、その年収は200万円以下です。賃金の底上げとなる最低賃金の引き上げは、待ったなしの要求です。

最低賃金は、企業の支払い能力だけで決められるものではありません。中小零細企業にしっかりとした支援を行いながら、生計費原則に基づく水準へと引き上げていくことが持続可能な社会を作っていくためにも必要です。諸外国では物価高騰分を超える最低賃金の引き上げを政府主導で行っています。最低賃金の引き上げは貧困と格差の解消のみならず、地域経済の回復にもつながります。

東京の最低賃金1072円では人間らしい暮らしをすることはできません。ぜひ私たちの意見を聞いて頂き、最低賃金の大幅な引き上げをお願いします。

意見

1. 物価高騰に負けない最低賃金の大幅引き上げを行うこと。当面時給1500円とすること。
2. 誰もが希望を持って結婚・妊娠・出産・子育て等の選択ができ、人間らしい生活が営めるよう、最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。
3. 男女賃金格差＝差別をはじめとしたあらゆる賃金格差を是正し、均等待遇原則の実現と、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
4. 憲法25条を遵守した最低賃金の確定を。

意見理由

<低賃金、物価高騰による生活困窮の打開のために>

4月の毎月勤労統計調査(速報)によると、実質賃金は前年同月比マイナス3.0%減と、13ヶ月連続でマイナスとなりました。昨年も食料品をはじめとした値上げが続出しましたが、この6月からも電気料金が14~42%も引き上げになっています。昨年から続く物価高騰で、とりわけ非正規労働者の多い女性や若者にしわ寄せがきています。労働組合が各地で行っているフードバンクには、シングルマザーを始めとして女性が多く来場している実態があります。

最低賃金が1500円になれば、「病院に行ける」「まともな食事がとれる」「切り詰めて少しは貯

えができる」など、切実な声があがっています。昨年と同程度の引き上げ額では、低賃金と昨年から続く物価高騰による生活困窮を打開できません。中小企業への支援をしっかりと行いつつ、最低賃金の時間額1500円の早期実現が必要です。

<持続可能な社会にするために>

2022年の合計特殊出生率は過去最低の1.27、年間出生数も初めて80万人を割りました。収入が不安定な非正規労働者からは、「食べていくのに精一杯、奨学金返済もある。結婚するとか、子どもを産むことは到底考えられない」という声があがっています。女性労働者の約6割は非正規雇用で働き、その年収は200万円以下です。子ども子育て政策の前に、子どもを産み・育てられる環境づくりをすべきです。将来への希望のみえる働き方や安定した賃金は、本人の選択の幅を広げるだけでなく、持続可能な社会にも繋がります。経済的安定の最低ベースをつくる最低賃金を大幅に引き上げていくことは、持続可能な社会を作っていくためにも必要です。

<男女の賃金格差解消のために>

男女の賃金格差は大きいものがあります。その格差は男性労働者の賃金を100とした場合、女性労働者は75.7、非正規労働者は3割を超えないという水準です。生涯賃金を比較すると1億円もの格差になると言われており、現役時代の賃金格差は将来の年金額にも反映します。

男女賃金格差の要因には、男性と比べて女性の勤続年数が短いこと、管理職に女性がまだまだ少ないことなどがあげられます。仕事と子育てを両立しにくい現状にあるため、第一子出産後に約半数の女性労働者が職場を去り、一度職場を辞めると正規雇用での再就職が困難になってしまいます。

男女の賃金格差や待遇格差は、女性や当事者だけの問題ではありません。女性労働者の低賃金が男性の賃金も引き下げています。女性労働者をはじめ、労働者全体の賃金を引き上げていくためにも、最低賃金を1500円にしていくことが必要です。

以上

2023年6月28日

東京最低賃金審議会 御中

東京都新宿区四谷3-11 光徳ビル5階

民放労連関東地方連合会

執行委員長 池田 幸浩

意見書

物価高騰に伴う実質賃金が大きく落ち込む中、暮らしと労働の実態を反映した審議を尽くし、最低賃金額の大幅引上げを要望します

要望趣旨

日頃より国民・労働者の生活を守るためのご奮闘に心より感謝申し上げます。4月の毎月勤労統計調査(速報)によると、実質賃金は前年同月比マイナス3.0%減となり13カ月連続でマイナスとなりました。6月からは電気料金が14~42%の値上げとなり、経済産業省は標準的な家庭で去年11月分と比べ、東京電力管内で1万4444円から14%値上がりして1万6522円になると試算しています。政府は1月から電気料金一部負担をしていますが、これも9月には半額、10月以降は未定です。

国民春闘共闘委員会(全労連、純中立労組懇、地方共闘などで構成)は23春闘賃上げ集計(5月25日)を発表しましたが、単純平均6678円(2.55%)加重平均6410円(2.25%)の引上げになっています。4月の消費者物価(総合指数=2020.年を100として105.1)は、前年同月比は3.5%も上昇し、賃上げ額を上回るものにはなっていません。労働組合組織率は16.5%、圧倒的な未組織とされる中小事業下で就労する労働者の生活困窮は想像に難くありません。

また私どもが加盟する、東京春闘共闘会議が行った「パート・アルバイト募集時給調査」(22年10月実施、調査件数2393件)では、募集平均時給は全都で1178円(昨年比+17円)、23区で1196円(昨年比+19円)、三多摩エリアで1143円(昨年比+17円)となりました。この調査は19年間続け経年的に分析していますが、かつては最賃額にプラス2割を超す水準にあったものが、近年は1割程度で推移している傾向となっています。

放送業界は下請けが業務従事者の大半を占めるわりには収入が目減りしている状況が続い

ています。他産業よりも給与水準が高いと比較されていますが、過去の栄光でヒエラルキーの最上位の放送局員でさえ退職をし、他産業に流れてしまい人手不足に陥っています。補うように非正規労働者(派遣・アルバイト)で業務が支えられ何とかなっていますが、彼らの給与は低く、最低賃金プラス5~10円という労働者も見受けられ、定着もできずスキルアップしても収入に跳ね返ってはいません。

日本経済の真の再生には、大企業優遇の不公正税制を是正すること、労働者の賃金を大幅に引き上げて個人消費を回復させること、中小企業への支援策を抜本的に拡充すること、そして全国一律最低賃金制度とすることが必要です。

次の点を考慮して審議されることを求め、民放労連関東地方連合会の意見とします。

要望項目

1. 東京で早期に時給1500円の実現へ、大幅な最賃額の改定をしてください。
2. 小零細事業者にとって人材不足が深刻です。求人事業者利用料(初期登録、紹介時費用、定着費用)への支援策を検討してください。
3. 中小零細事業者に対し、賃金体系の底上げができるように「生産性向上」とは切り離れた支援策を拡充してください。
4. 私たち民放労連関東地方連合会が加盟する、東京春闘共闘会議には非正規・パートアルバイトなどを多く組織している組合や多様な職業の従事者を組織する組合が所属しています。審議委員の選任にあたっては私たちの代表も加え、より広い産業・職業、様々な雇用形態を対象にして、その特性から発する意見を募り、より実態を反映した議論ができるようにしてください。
5. 近年において最賃の影響率が高まっている状況においては、最賃近傍で働く人たちの生活実態や切実な要望は、審議の判断にも極めて重要なことだと考えます。幾つかの地方審議会において実施されている当事者や当該の組合・団体が行う意見陳述の機会を東京の審議会においても実行してください。

以上

2023年7月12日

東京地方最低賃金審議会 御中

目黒区労働組合総連合

事務局長 平谷恵子

最賃意見書

この間、円安と輸入資源高による物価高騰が続き、さらに今年6月から電気代が大幅値上げされ、猛暑のなか、エアコン使用を控えて命に関わる事態となっています。庶民の楽しみである銭湯も7月から520円に値上げされました。

生活に欠かせない食料品の物価指数は、22年度で前年度対比約10%値上がり、食べざかりの子どもがいる家庭では負担が大きく、我慢させるのが忍びないとの声が多く、地域の子ども食堂では支援が追いつかない事態となっています。

岸田政権が財界に要望した「賃上げ」の効果は大企業の正社員にとどまり、同じ職場の非正規雇用で働かざるを得ない女性や若年労働者は実質賃下げとなっています。夫婦共働き世帯では、パートナーが中小企業で短時間労働を余儀なくされている女性が頭を抱えています。

自治体など公務職場の非正規職員の割合は約50%になっています。その賃金労働条件は民間を下回り、「同一労働同一賃金」の原則が守られないなか、正規職員と同じ責任を負わされています。

地域の商店や中小企業はコロナ禍と物価高、人手不足の影響で倒産、廃業が増え地域経済の衰退が起きています。

資本金10億円以上の大企業の内部留保が史上初めて500兆円を超えました。

多くの反対世論を無視して、中小自営業者やフリーランスに増税・減収となるインボイス制度が、今年10月から強行導入されようとしています。地域経済を支える中小零細業者を路頭に迷わすインボイス制度の導入は、きっぱりやめるべきです。

東京地方最低賃金審議会は、国の言いなりでなく、実際に現場で苦勞されている人の意見をしっかり聞く審議員を増やしてください。それが持続可能な地域社会を実現する道につながります。

今すぐ、時間あたりの最低賃金を1,500円以上へ引き上げるよう求めます。

以上

2023年7月16日

目黒労協発第22-15号

目黒地区労働組合協議会
(目黒区鷹番3-1-1 石田ビル302)
議長 井上晴雄

『東京都最低賃金の大幅引き上げ、最低賃金周辺で働く者の参加、審議の公開を求めます』

私たち目黒地区労働組合協議会（略称：目黒労協）は、目黒地域で幅広い労組の交流・支援、労働相談への対応とともに、最低賃金の啓発・普及宣伝行動を重視し、これまでも定期的に取り組んでいるところです。最低賃金への街頭の関心はとても高く、多くの期待や労働相談も受けています。

最賃引き上げの目安を決める中央最低賃金審議会（以下：中賃と略）は、6月30日の審議会で諮問を受け、今年の最低賃金・目安額への検討に入り、7月12日から目安小委員会（以下：目安小委と略）が始まっています。今年は3月の目安小委「報告」を受け、目安小委も公開で開催されます。

東京都の最低賃金審議も、一層の情報公開・透明度アップによる、納得のいく検討が必要です。目黒労協は6月28日、「東京での最低賃金審議・決定にあたって、全ての審議の公開、積極的な広報・広聴の徹底、最低賃金近傍で働く者の参加・意見陳述や公聴会の開催、パブリックコメントの実施を求めます。」との要請書を、貴審議会に提出いたしました。回答はありません。東京の最低賃金を、根本から考え直して下さい。

1：東京だけが10年間、「上乗せなし」の中賃目安額通りの引き上げでした

中央最低賃金審議会目安小委員会2023年6月30日の資料（以下：「目安小委資料」と略）によると、過去10年間、東京の最低賃金は中賃・目安額通りの改定でした。一切上乗せが無かったのは、47都道府県の中で東京だけです（目安小委資料p49）。

この10年間で、島根県では16円、大分・岩手県でも12円が、最賃目安額に上乗せされました。これらは各県審議会での真摯な議論の積み重ねです。しかし、東京はなぜ10年間も「中賃目安通り」なのでしょう。東京地方最低賃金審議会の存在意義が問われます。

最初から「中賃目安通り」と結論が決まっています。アリバイ的に審議を重ねてきたのではない。今年こそは最賃審議の透明化、「見える化」を行い、この疑惑を打ち消して下さい。中賃からの目安をうのみにせず、東京での物価・賃金上昇を把握し、東京の雇用者・企業の責任を明確にする。そして東京の最低賃金を、貴審議会自ら検討し、その過程を十分説明し、引き上げを決定して下さい。

2：最賃引き上げ率でAランク地域、中でも東京は抑え込まれてきました

この「中賃目安通り」の金額決定のため、都市部＝Aランク地域、特に東京の最賃引き上げは、全国平均よりはるかに低い、2%台に押し止められています。（目安小委資料p51,53より作成）

| | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 平均 2020除く |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 全国 | 3.66 | 2.09 | 2.31 | 3.13 | 3.04 | 3.07 | 3.09 | 0.11 | 3.10 | 3.33 | 2.98% |
| Aランク | 3.98 | 2.27 | 2.34 | 2.86 | 2.22 | 2.93 | 2.96 | 0.10 | 2.87 | 3.09 | 2.84% |
| 東京 | 2.24 | 2.19 | 2.14 | 2.76 | 2.79 | 2.82 | 2.84 | 0.00 | 2.76 | 2.96 | 2.61% |

*東京の最低賃金は全国最高といわれますが、毎年の引き上げ率では過去7年全国最低です。

最低賃金引き上げに際して計算される「加重平均額」は、都道府県別の労働者人口を基に計算するものですが、その労働者人口比はAランク地域でほぼ全体の半数、東京と神奈川で約4分の1に相当します。東京最賃の引き上げは、最賃加重平均額にどこよりも多大な影響を与える、逆に言えば東京の最賃を抑え込まなければ、日本の最賃はもっと上がったのです。中賃目安額による抑え込みでなく、東京の労働者の暮らしに即した最賃額の検討・設定こそを貴審議会に求めます。

3：急激な物価上昇 東京の物価高に応じた最低賃金を求めます

目安小委資料に、最新の数値を加えると「持家の帰属家賃を除く総合」上昇率数値は以下のとおり。東京は全国平均より毎月0.2～0.3%上回る物価上昇です。

| | 2022年 | 2023年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|----|-------|---------|------|------|------|------|--------|
| 全国 | 3.0% | 5.1% | 3.9% | 3.8% | 4.1% | 3.8% | 7/23発表 |
| 東京 | 3.0% | 5.4% | 4.2% | 4.1% | 4.3% | 4.0% | 3.9% |

4：東京での、急激な不動産価格上昇の考慮を求めます

また、「持家の帰属家賃を除く総合」には含まれませんが、首都圏、特に東京都区部での不動産価格上昇からくる、家賃の上昇が急激です。

- ・「不動産経済研究所（東京・新宿）が18日発表した2022年度の平均価格は、東京23区で21年度から17.2%上昇し、9899万円と、年度として遡れる1990年度以降で過去最高を更新した。」（2023年4月16日「日経新聞」）

新築マンション価格が高騰、それに伴い中古マンション価格も。

- ・「東京23区に限ってみると、去年10月まで28か月連続で上昇を続け、ことし1月時点では平均の築年数が28年で6939万円」（2023年3月1日「NHK首都圏ネットワーク」）

さらに賃貸マンション家賃も急激に上昇しています。

- ・「ファミリー向きの物件は、2015年当時16万2762円だったのが、ことしは20万5923円と、25%以上も高くなっていたのです。」（2023年3月7日「NHK首都圏ネットワーク」）

最低賃金改定にあたって、東京ではこの家賃高騰を考慮する必要があります。東京の労働者の生活を考え最低賃金を決めるために、東京独自の視点と調査を貴審議会に求めます。

5：東京の賃金上昇に見合った東京最賃を求めます。

23春闘での賃上げ実施もあり、東京都産業労働局都内1,000労働組合の調査結果は、経団連大手企業集計、連合集計などの全国水準を大きく上回っています。

| | | | |
|-----------|---------------|-------------------|-------|
| 経団連 | 大手数 500人以上 | 3.91% | 5月19日 |
| | 中小 500人未満 | 2.94% | 6月23日 |
| 「連合」 | 全規模 | 3.58% | 7月3日 |
| | 中小 300人未満 | 3.23% | 7月3日 |
| | 有期・短時間・契約等労働者 | 52.78円(加重平均)5.01% | 7月3日 |
| *都産業労働局集計 | 規模別・全産業総計 | 3.92% | 6月29日 |

*「東京都産業労働局7月3日 春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計):都内の1,000労働組合を対象に、春季賃上げ要求・妥結状況を調査」

6：東京の地場賃金はすでに高くなっており、最賃の大幅引き上げが必要です

◆パート・アルバイトの求人サイトでの最新集計（2023.7.10 調査） 円/時給

| | 平均 | コンビニ | ドラッグストア | ファミレス | ファーストフード | 介護福祉士 | 保育士 | 事務 |
|---------|-------|-------|---------|-------|----------|-------|-------|-------|
| タウンワークス | 1,217 | 1,083 | 1,098 | 1,131 | 1,121 | 1,459 | 1,115 | 1,450 |
| イーアイテム | 1,407 | 1,139 | 1,179 | 1,134 | 1,172 | 1,397 | 1,462 | 1,593 |
| シフトワークス | 1,285 | 1,155 | 1,135 | 1,167 | 1,121 | | 1,495 | 1,438 |

目黒労協も定期的に地元の学芸大学駅前で、飲食・販売店などの募集時給調査をしています。コンビニ1,200円、ファーストフード1,300円程度の調査結果となっています。（目黒労協 HP 参照）

7：支払い能力に問題ない公共部門の賃金引き上げのため、最賃引き上げが必要です

東京では、公共部門関連で最低賃金近傍の賃金が多くみられます。自治体雇用の会計年度任用職員や、委託・指定管理による施設管理・図書館など、学校給食、学童保育、保育園、介護施設など「官製ワーキングプア」の労働者の賃金が、最低賃金に張り付いています。公契約条例制定自治体でも同様で、本来支払い能力は問題にならないはずの公共部門関連労働者の賃上げに、最低賃金大幅引き上げが必要です。

◆公契約条例制定自治体の「委託・指定管理」などの部門での下限労働報酬額（2022.10 調査）

| | 目黒 | 渋谷 | 足立 | 世田谷 | 新宿 | 千代田 | 杉並 | 江戸川 | 多摩市 | 国分寺 | 日野市 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 下限報酬額 | 1,100 | 1,127 | 1,094 | 1,170 | 1,050 | 1,104 | 1,093 | 1,080 | 1,075 | 1,097 | 1,075 |
| 最賃に対して+ | 2.6% | 5.1% | 2.1% | 9.1% | ▼2.1% | 3.0% | 2.07% | 0.7% | 0.3% | 2.3% | 0.3% |

8：ひとり親家庭の家計を支えられる最低賃金を求めます

膨大に膨らんだ非正規低賃金労働者は、すでに家計補助パートでも、学生アルバイトだけでもない、シングルマザーや就職氷河期世代など、扶養家族・家計を支える労働者が多数含まれます。家族の生計を支えられる最低賃金へ、生活保護基準も有扶養家族モデルに切り替えるべきです。

生活保護基準額(厚生労働省が挙げている例) (<https://www.mhlw.go.jp/content/001106332.pdf>)

母子世帯（30歳、4歳、2歳） 190,550円 令和5年4月1日現在東京都区部

☆月170時間働くとして、時給換算1,121円になります。

☆生活保護世帯では不要な、公租公課（健康保険9%、年金6%、介護3%、労災・雇用保険0.6%、さらに税を加えると1.3倍以上の賃金が必要です→時給換算1,457円になります。

東京の母子家庭

全国1位の世帯数、93%が就労するが、非正規が37%以上。年収300万円未満が約半数、200万円以下も3割以上。6万世帯近くが最低賃金水準と思われる。

| | 母子世帯数 | 就業率 | パート アルバイト 派遣等 | 平均年間 就労収入 | 年収 300万円未満 | 年収 200万円未満 | 持ち家以外 |
|-----|-------------|-------|---------------------|--------------|---------------|---------------|-------|
| 全 国 | 119.5万世帯 | 86.3% | 38.8% | 236万円 | | | |
| 東 京 | 114,600世帯*1 | 92.7% | 36.7% | | 48.8% | 30.5% | 57.5% |

全国：厚生労働省「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」令和4年12月26日

東京都：東京都福祉保健基礎調査『東京の子供と家庭』の結果（速報）2023

*1 東京母子世帯数：「女性活躍推進計画」（2022）3月31日

9：最低賃金の国際的指標を勘案して東京の最低賃金大幅引き上げが必要です

EU 最低賃金指令では、以下の水準を加盟各国に求めており、当然 EU 圏内の日本企業も対象になります。

「EU 欧州委員会：加盟国に国際的に使われている最低賃金の水準として、賃金全体の「中央値の 60%」や「平均値の 50%」を目安として制度設計するよう求める」（2022.1.19 付 日経新聞）

これを東京に当てはめると以下になります

| | 平均年収 | 時給換算 | 平均値 50% | 中央値 | 時給換算 | 中央値 60% |
|--------------------------|------------------|---------|---------|--------|---------|---------|
| 令和 3 年賃金構造基本統計調査 東京都 | 584 万 9,300 円 | 2,812 円 | 1,406 円 | 472 万円 | 2,269 円 | 1,361 円 |
| 2019 年国民生活基礎調査の概況 全 国 | 552 万 3,000 円 | 2,655 円 | 1,328 円 | 437 万円 | 2,100 円 | 1,260 円 |

以上のことから東京では、1,072 円の現行最賃から大幅な引き上げが必要です。

10：東京も世界の都市の最低賃金に肩を並べる最低賃金を求めます

| | | | | | |
|-------------|------------------------|---------|------------------------|------------|----------|
| スイス | チューリッヒ市 | 3,780 円 | 23.90 スイスフラン | 2023.6.18 | 住民投票で決定 |
| アメリカ 合衆国 | ニューヨーク市 | 2,126 円 | 15 ドルから 21.25 ドルへ | 2016.3~ | |
| | ☆1:ギグワーカー最低報酬 | 2,545 円 | 時給 17 ドル 96 セント | 2023.7.12~ | 市条例 |
| | ワシントン DC | 2,409 円 | 17 ドル | 2023.7.1~ | 物価連動 |
| | ロサンゼルス市 | 2,358 円 | 16.64 ドル | 2023.7~ | |
| | ☆2 カリフォルニア州 ファストフード | 3,118 円 | 22 ドル *24.1 以降は物価連動 | 2023.1~ | ☆2:ファスト法 |
| フランス | | 1,810 円 | 11.52 ユーロ | 2023.5.1 | |
| ドイツ | | 1,930 円 | 12.41 ユーロ | 2023.6.26 | |
| イギリス | | 1,904 円 | 10.42 ポンド | 2023.4~ | |
| オーストラリア | | 2,192 円 | 23.23 豪ドル | 2023.7.1~ | 8.65%UP |
| 韓 国 | 週休手当込み | 1,152 円 | 11544 ウォン | 2022.10~ | |
| 日 本 | 東京都 | 1,072 円 | | 2022.10~ | |

☆1:NY 市ギグワーカー最低報酬制度

スマホアプリを通して配車や配達の業務に従事するギグワーカーへの保護策。アプリに接続した状態での待機時間を含む。

☆2:カリフォルニア州 ファスト法

州内のファストフード店従業員を対象に最低賃金を現最大 22ドル(3,140 円)までの引き上げ。全米で 100 店舗以上を展開するレストランチェーンに適用。

「全国一律最賃」の仏・独・英・韓・オーストラリアなどに対し、全国一律最低賃金制度を持たない、米・スイスなどでも各州・市ごとに最低賃金が定められており、☆1・2など米にみるように、よりきめ細かく労働者保護のための最低賃金の設定が行われています。都市として労働者の実情・生活を見て、賃金を引き上げることが必要です。

11：審議の透明化、最低賃金に直接影響を受ける労働者の参加、意見陳述を求めます

- ・ 韓国の最低賃金決定委員会の構成は、厚労使7名ずつで、労使委員の選定に関しては、若者、女性、非正規労働者、中小企業、小商工業者代表を必ず含むよう明文化されています。
- ・ 東京以外の他県では、非正規労働者・最低賃金での生活当事者の最低賃金審議会での意見陳述が積極的に行われています。東京でもこれを実施してください。

目黒労協が2023年6月に提出した「東京での最低賃金審議・決定にあたって、全ての審議の公開、積極的な広報・広聴の徹底、最低賃金周辺で働く者の参加・意見陳述や公聴会の開催、パブリックコメントの実施を求めます。」にお答えください。

以上